

三豊市新総合計画 後期基本計画

—自立への助走路—

(案)

平成26年2月

三 豊 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1-1. 計画策定の趣旨	2
1-2. 計画の役割と構成	3
第2章 三豊市の将来像	5
2-1. まちづくりの基本理念とまちの将来像	5
2-2. 計画の体系	7
第3章 踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流	8
3-1. 新たなまちづくりへの市民ニーズ	9
3-2. 新たな時代潮流	14
第2編 後期基本計画	19
序 章 重点プロジェクト	20
第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）	27
1-1. 農業の振興	27
1-2. 水産業の振興	32
1-3. 工業の振興	35
1-4. 商業の振興	39
1-5. 観光の振興	42
1-6. 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進	45
第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）	49
2-1. 環境・景観の保全と創造	49
2-2. 循環型社会の形成	53
2-3. 上水道の安定供給	56
2-4. 生活排水の適正処理	59
2-5. 公園・緑地の整備	62
2-6. 墓地・斎場の整備	65
2-7. 土地の有効利用	67
2-8. 住宅対策の推進	69
2-9. 道路・交通網、港湾の整備	72
2-10. 情報化の推進	77

第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）	79
3-1. 消防・防災体制の強化	79
3-2. 防犯対策の推進	84
3-3. 交通安全対策の推進	86
3-4. 消費者対策の推進	89
第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）	91
4-1. 地域医療体制の確立	91
4-2. 健康づくりの促進	93
4-3. 児童福祉・子育て支援の充実	97
4-4. 高齢者福祉の推進	100
4-5. 障がい者福祉の推進	104
4-6. 生活困窮者の自立支援	108
4-7. 地域福祉の推進	110
4-8. 社会保障制度の健全運営	113
第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）	118
5-1. 幼稚園教育の充実	118
5-2. 学校教育の充実	122
5-3. 生涯学習社会の形成	127
5-4. 青少年の健全育成	131
5-5. 文化芸術の振興と歴史の継承	135
5-6. スポーツ活動の普及	138
5-7. 国際・地域間交流の促進	141
第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）	144
6-1. 人権尊重社会の確立	144
6-2. 男女共同参画の促進	147
6-3. 情報公開の推進	150
6-4. 地域内分権の推進	153
6-5. 市民本位の行政運営の確立	157

第1編 総論

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1-1. 計画策定の趣旨

本市は、香川県の西部に位置するまちで、平成18年1月1日に、高瀬町・山本町・三野町・豊中町・詫間町・仁尾町・財田町の7町の合併によって誕生しました。

本市では、燧灘・備讃瀬戸をのぞむ海岸線や三豊平野、讃岐山脈に代表される優れた自然環境、特色ある農漁業のまちとしての歩み、三豊型の新しいまちづくりに向けた「地域内分権」の取り組みをはじめ、本市ならではの特性・資源、そして「市民力」を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年度に、基本構想（平成21年度～平成30年度）と前期基本計画（平成21年度～平成25年度）からなる三豊市新総合計画を策定しました。

本計画の基本構想では、まちの将来像を「豊かさ」をみんなで育む市民力都市・三豊」と定めるとともに、前期基本計画では、これを実現するための施策を体系的に定め、これまで市民とともに様々な取り組みを推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、歴史的な大規模災害となった東日本大震災の発生、これに伴う安全・安心、環境・エネルギー等への関心の高まり、少子高齢化の一層の進行、地方産業・経済の低迷、地方分権^{※1}の進展など、社会・経済情勢は大きく変化しています。

また、市民ニーズは、“保健・医療・福祉の充実”や“環境の保全”、“危機管理体制の強化”を重視する傾向がさらに強まっています。

こうした内外の動向に的確に対応しながら、将来像を効果的に実現するため、後期5年間（平成26年度～平成30年度）の新たなまちづくりの指針として、ここに「三豊市新総合計画後期基本計画」を策定します。

※1 国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革

1-2. 計画の役割と構成

(1) 計画の位置づけ

「総合計画」は、これまで、地方自治法第2条第4項において、基本構想の策定が義務づけられていましたが、地方自治法の改正により、その策定義務はなくなりました。

しかし、「総合計画」は、市民と行政との共通目標となるとともに、すべての行政活動の基本となるものであり、三豊市議会基本条例第9条に規定したように、これまでと変わりに議決事項であって、その重要性は変わるものではないことから、今後とも本計画を市の最上位計画として位置づけます。

(2) 計画の役割

計画の位置づけを踏まえ、本計画は次のような役割を持つ計画として策定したものです。

協働のまちづくり、地域内分権の指針

市民と行政とが信頼関係を深め、夢と危機感を共有し、責任と役割を分担しながら、協働のまちづくり、地域内分権をさらに進めていくための指針となるものです。

一層効率的な行政経営のための総合指針

市行政においては、地方分権の一層の進展や厳しい財政状況に対応し、自主・自立のまちの創造に向けた、より一層効率的な経営を行うための総合的な指針となるものです。

わがまち三豊市の主張・情報発信

国や香川県、周辺自治体に対しては、必要な施策や事業を要請していくためのわがまち三豊市の主張を示すとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものです。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」で構成します。その内容と期間は以下のとおりです。

後期基本計画

後期基本計画は、基本構想で定めた将来像や施策の大綱等に基づき、また、前期基本計画の達成状況や直近の市民ニーズの動向、新たな時代潮流等を踏まえ、今後推進する主要施策や具体的な数値によるまちづくり指標等を示したものです。

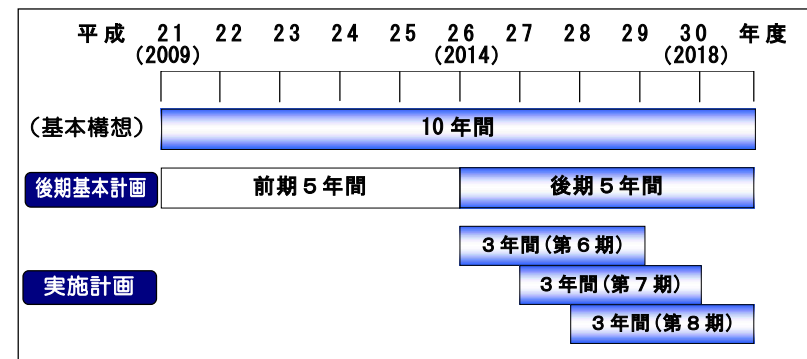
計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に示した施策の内容に基づき、具体的に実施する事業や事業費を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

三豊市新総合計画後期基本計画の期間



第2章 三豊市の将来像

2-1. まちづくりの基本理念とまちの将来像

まちづくりの基本理念とまちの将来像は、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

(1) まちづくりの基本理念

自主・自立

わが国は、少子高齢化の急速な進行で、本格的な人口減少社会への道を歩むとともに、地方自治においても中央集権体制による「国づくり」から、自らの意思と責任に基づく「地域づくり」へと変化しました。

このような従来の社会構造を転換させるほどのうねりの中においては、効率的な行政運営に努め、市外からの投資を呼び込むなど本市自らの責任と判断で市を経営していく、いわゆる「自主・自立」を基本理念とするまちづくりに取り組まなければなりません。

そして、この理念に基づくまちづくりの原点は「人」であり、「地域」であることを改めて認識する必要があります。

他人まかせではなく、個人でできることは個人で解決していく「自助」、個人で解決できないことは、地域などで協力して解決にあたる「共助」、それでも解決できない場合は行政と協働して取り組む「公助」、この補完性の原則のもと、いままでの「三豊の仕組み」ではない、市民・市民組織・民間企業・行政による「新しい三豊の仕組み」を確立し、ともに知恵と力を出し合いながら「自主・自立」の三豊市を創ります。

(2) まちの将来像

“豊かさ”をみんなで育む 市民力都市・三豊

本市は、燦灘・備讃瀬戸をのぞむ美しい海岸線、財田川や高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園空間が広がる三豊平野、みどり輝く讃岐山脈など、海から山までの多彩で特色ある自然環境・景観を誇るまちです。

また、高松自動車道やJR予讃線・土讃線が走り、四国の交通の要衝に近接する恵まれた交通立地条件、国際貿易港である詫間港やマリニレジャーの盛んな仁尾港などの地方港湾、水稻をはじめ野菜、フルーツ、花きなどの特色ある農産物を生み出す農業や10の漁港を有する漁業、三豊総合病院や市立病院をはじめとする充実した医療・保健・福祉環境、幼稚園から高等専門学校までの教育施設や文化施設が充実した教育・文化環境など、都市としての、また農漁業のまちとしての多様な特性・資源を持っています。

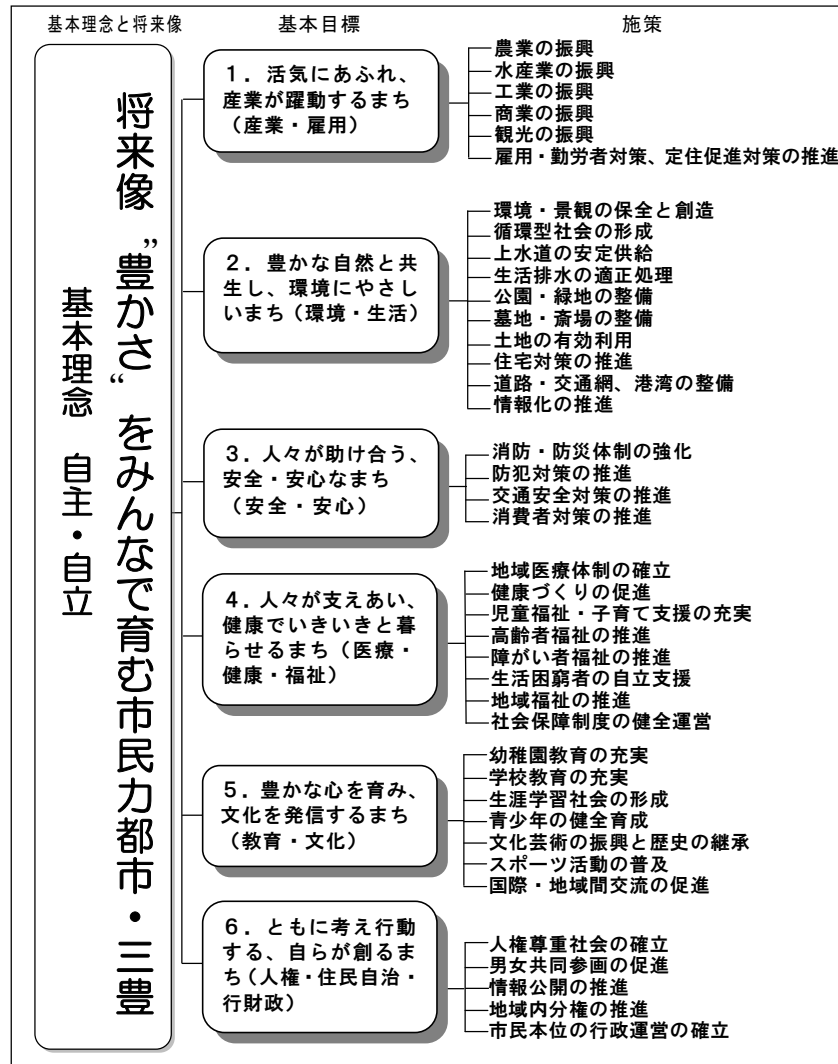
さらに「人」に焦点をあてると、素朴でねばり強く、人情味や郷土愛あふれる人が住むとともに、こうした住民性等を背景に様々な分野で市民主体の活動が展開されています。

本市の新たなまちづくりにおいては、「自主・自立」を基本に、市民・市民組織・民間企業・行政が、人と物を大切にする心によって生み出される市民力を高め生かすことにより、本市ならではの特性や資源を磨き上げ、一層際立たせるとともに、融合・一体化させ、産業や生活環境・基盤から健康福祉、教育・文化に至るまで、様々な分野における新しい三豊のスタイル、すなわち三豊市型の“豊かさ”を自らの手で生み出し、全国・世界に向けて発信し、香川の西の顔となるまちを創り上げていくことが重要と考えます。

こうしたことから、本市がめざす将来像を、新市建設計画の将来像を踏まえ、さらに発展させ、「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」と定め、市民との協働体制の確立と地域内分権を進めながら、本市ならではの新たな“豊かさ”を常に創造・発信するまちづくりに挑戦します。

2-2. 計画の体系

計画の体系についても、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

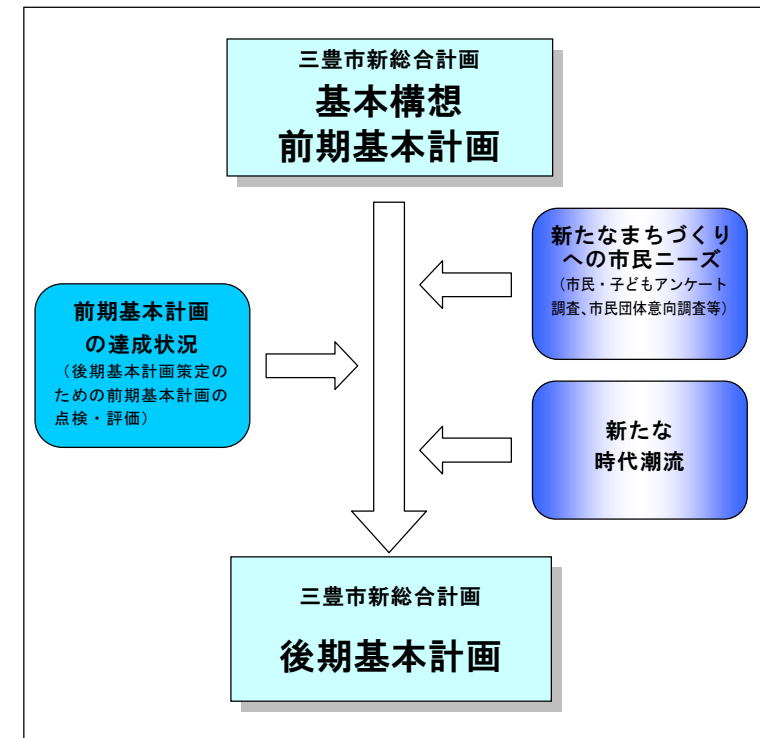


第3章 踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流

本計画の策定と推進にあたっては、基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはいうまでもありませんが、それに加え、直近の市民ニーズと時代潮流を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていく必要があります。

そこで、本計画において踏まえるべき市民ニーズと代表的な時代潮流をまとめると、次のとおりです。

後期基本計画において踏まえるべき要素



3-1. 新たなまちづくりへの市民ニーズ

本計画の策定にあたり、市民の参画と意見の反映を重視し、市民及び子どものアンケート調査をはじめ、市民団体の意向調査、地域組織による市民意見の募集等を行いました。その中から、市民アンケート調査（平成25年2月に16歳以上の市民2,500人を無作為抽出し、郵送法によって実施。有効回収数977、有効回収率39.1%）の代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

（1）市への愛着度と今後の定住意向

“愛着を感じている”という人が約8割、“住み続けたい”という人も8割強にのぼり、愛着度・定住意向が強い

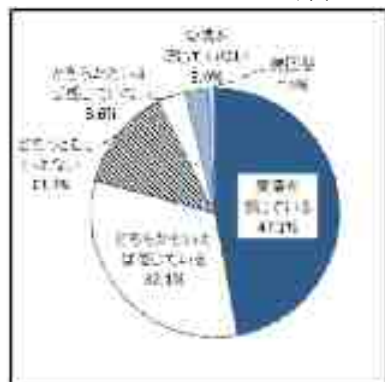
「愛着を感じている」と「どちらかという愛着を感じている」を合わせた“愛着を感じている”人が約8割（79.2%）にのぼり、市への愛着度は強いといえます。

また、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”人も8割強（83.9%）で、今後の定住意向も強くなっています。

今後のまちづくりにおいては、これらの愛着度や定住意向を維持し、さらに強める視点に立って各種施策を推進していくこととします。

市への愛着度

(単位：%)



今後の定住意向

(単位：%)



（2）市の各施策に関する満足度と重要度

満足度が最も高いのは「上水道の安定供給」。次いで「消防体制の強化」、「文化財の保存・活用」の順。

一方、満足度が最も低いのは「雇用の場の確保」。次いで「工業の振興」、「定住促進対策の推進」の順。

重要度が最も高いのは「雇用の場の確保」と「地域医療体制の確立」。続いて「防災体制の強化」、「上水道の安定供給」、「児童福祉・子育て支援の充実」の順。

市の各施策についての満足度を把握するため、前期基本計画に基づく6分野52項目を設定し、項目ごとに市民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度が最も高いのは「上水道の安定供給」で、次いで「消防体制の強化」、「文化財の保存・活用」、「人権尊重社会の確立」、「幼稚園教育の充実」などの順となっています。

一方、満足度が最も低いのは「雇用の場の確保」で、次いで「工業の振興」、「定住促進対策の推進」、「農業の振興」、「商業の振興」などの順となっています。

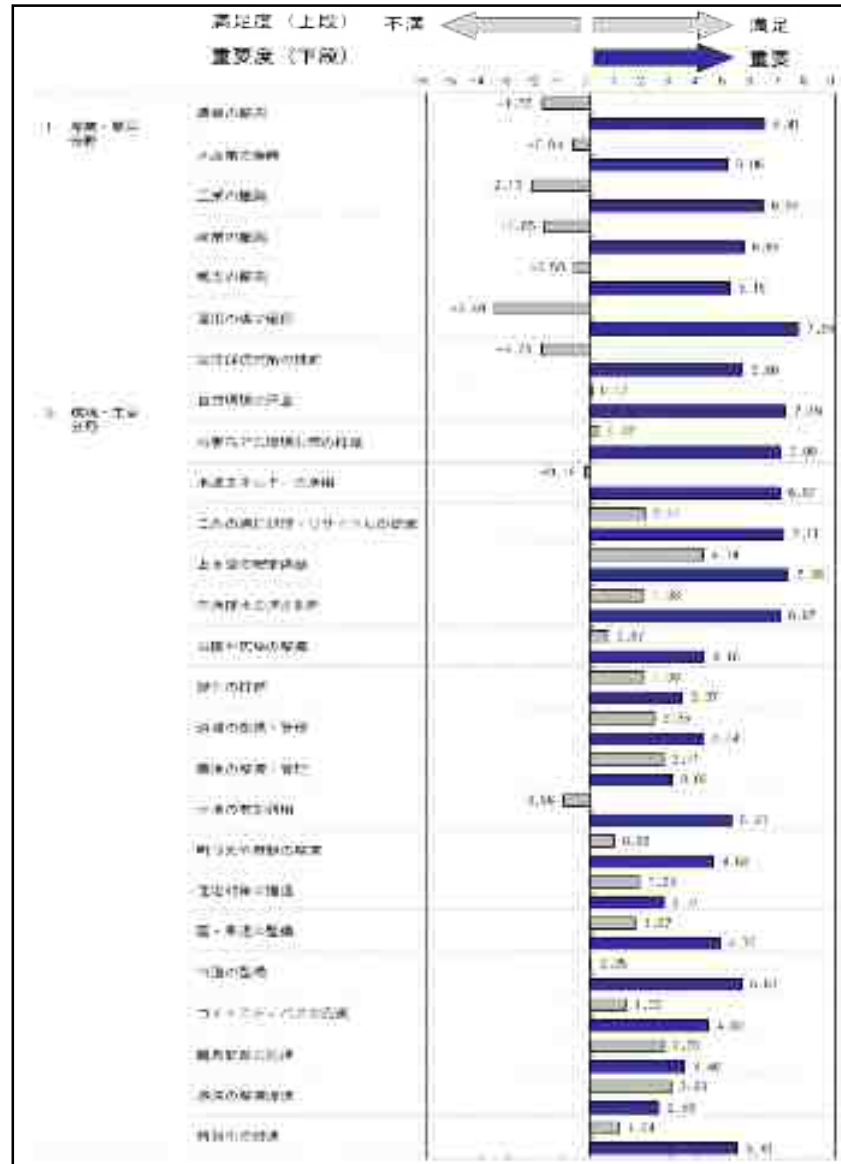
また、同じ52項目について、今後、どの程度重視するかを同様にたずねたところ、重要度が最も高いのは「雇用の場の確保」と「地域医療体制の確立」で、続いて「防災体制の強化」、「上水道の安定供給」、「児童福祉・子育て支援の充実」、「自然環境の保全」、「学校教育の充実」などの順となっています。

全体的にみると、医療・健康・福祉分野と環境・生活分野、安全・安心分野の重要度が高くなっており、少子高齢化が進み中での保健・医療・福祉体制の充実、美しく豊かな環境の保全、大規模災害や犯罪、事故に備えた危機管理体制の強化が重視されています。

今後のまちづくりにおいては、これら各施策の満足度や重要度を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

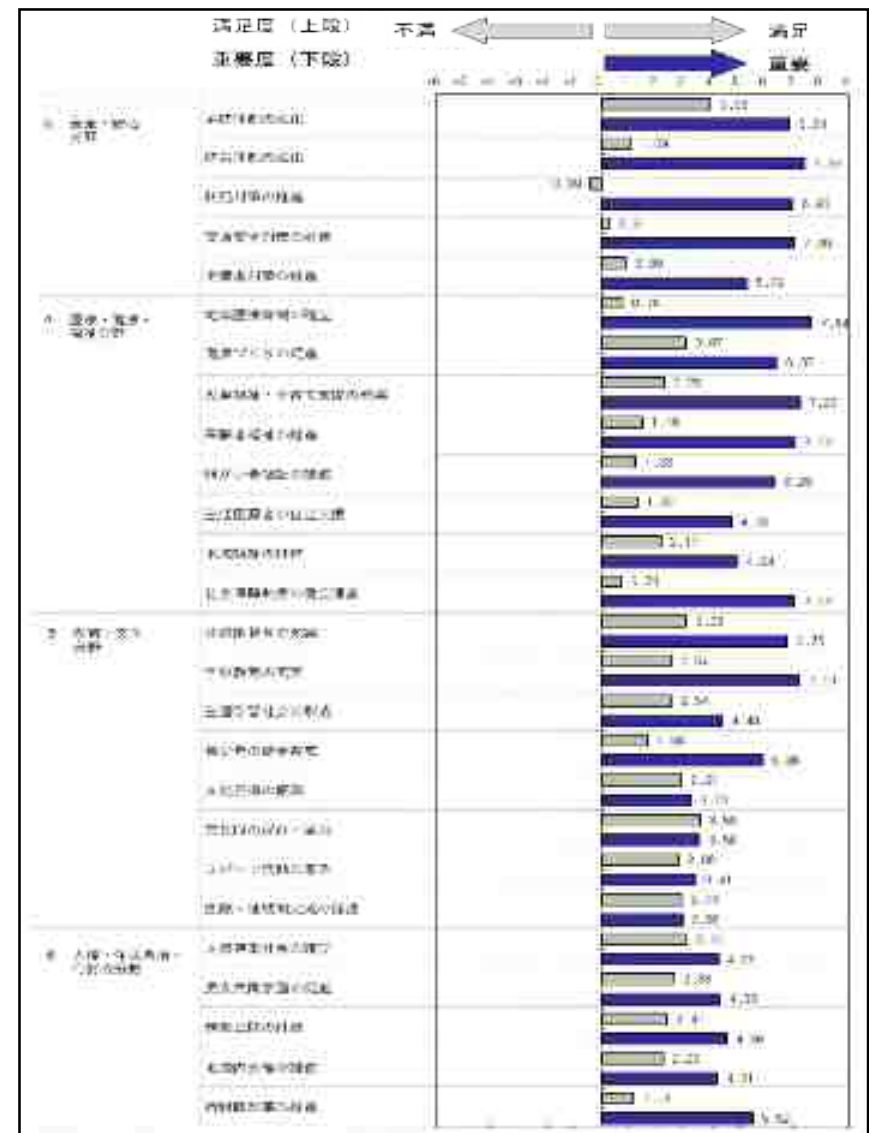
市の各施策に関する市民の満足度と重要度

(単位：評価点)



市の各施策に関する市民の満足度と重要度

(単位：評価点)



（３）将来の市のイメージ

「福祉の充実したまち」が第１位。次いで「自然と共生するまち」、「安全で安心なゆとりのあるまち」の順。
年代別でみると、若い年代では「自然と共生するまち」が第１位。

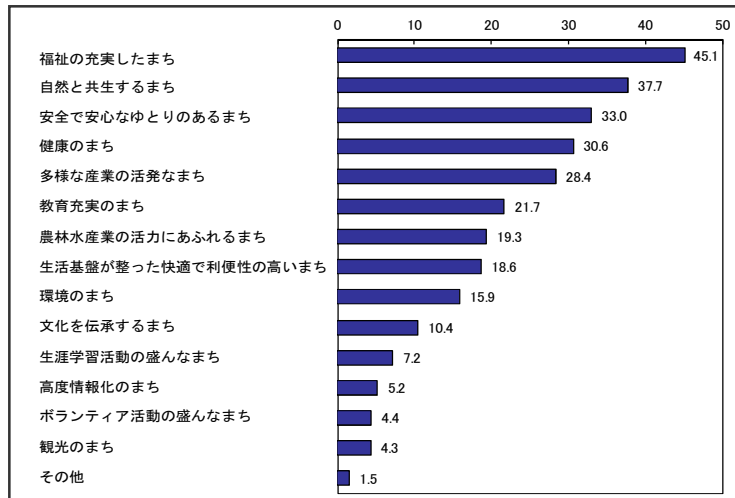
将来の市のイメージについては、第１位が「福祉の充実したまち」、第２位が「自然と共生するまち」、第３位が「安全で安心なゆとりのあるまち」となっており、前問の結果（市の各施策に関する重要度）を裏づけるように、“保健・医療・福祉の充実”と“環境の保全”“危機管理体制の強化”が強く求められています。

これを年代別でみたところ、ほとんどの層で第１位は全市的傾向と同様に「福祉の充実したまち」となっていますが、10代・20代では「自然と共生するまち」が第１位となっており、これら若い年代では“環境の保全”を望む声が強くなっています。

今後のまちづくりにおいては、こうした市民ニーズを十分に踏まえ、重点化を図りながら、各種施策を推進していくこととします。

将来の市のイメージ（複数回答）

（単位：％）



３－２．新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画策定後およそ５年が経過しましたが、この間、東日本大震災の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定と推進にあたって踏まえるべき代表的な時代潮流は、次のとおりです。

（１）地方分権の進展、多様な主体による新しいまちづくりの時代の到来

わが国では、国主導型の行政から、地域主導型の行政への転換に向け、国と地方との関係や役割分担を抜本的に見直す地方分権が一層進んでいます。

このような中、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、自らの権限と財源によって独自の政策を展開していくことが一層強く求められます。

このため、今後のまちづくりにおいては、地域内分権の取り組みをさらに推進し、市民をはじめ、地域組織や市民団体、事業者等の多様な主体がともに役割と責任を担う新しいまちづくりを進めるとともに、自治体経営の効率化をさらに進め、自主性・自立性を高めていく視点を一層取り入れていくこととします。

（２）安全・安心志向の高まり

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、全国各地で地震災害や大雨災害が発生し、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性に関する人々の意識がさらに高まってきています。

また、凶悪犯罪の発生や悪徳商法による被害の増加、食の安全・安心に関する問題の発生、身近な医療・福祉への関心の高まりなどを背景に、安全に安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、南海地震等の大規模地震の被害想定を踏まえた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

（３）地域における支え合いの重要性の高まり

高齢者等の孤独死や所在不明、限界集落^{※2}の増加が社会問題になるなど、全国的に地域における支え合う機能、自治機能の低下が懸念されています。

しかし、少子高齢化が急速に進行する中で、身近な地域における高齢者や障がい者の見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策の必要性が高まっているほか、東日本大震災の発生等を背景に、自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、支え合い助け合う地域社会の再生が強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、あらゆる分野において、人と人とが支え合い助け合う地域づくり、自治機能の強化の視点を一層取り入れていくこととします。

（４）環境・エネルギーへの関心の高まり

地球温暖化が一層深刻化し、異常気象の頻発や生態系の変化をはじめ、人類が生存していく上で重大な問題を引き起こしており、低炭素社会^{※3}の実現が世界共通の大きな課題となっています。

また、国内においても、自然の減少や水質汚濁等の身近な環境問題の発生はもとより、東日本大震災に伴う原子力事故の発生等を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心がさらに高まっています。

このため、今後のまちづくりにおいては、自然環境の保全や廃棄物の減量化・資源化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

（５）少子高齢化・人口減少の進行

わが国では、未婚化・晩婚化などを背景に、出生数が一貫して減少し、少子化がさらに深刻化しつつあります。これに伴い、総人口も急速に減少しており、今後も長期にわたって減少が続くことが予想されています。

また、高齢化も世界に例をみない速度で進んでおり、今後も、

※2 住民の50%以上が高齢者になり、社会的共同生活の維持が困難になった集落

※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減する社会

団塊の世代^{※4}が高齢期を迎えることにより、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会が到来することが見込まれています。

このため、今後のまちづくりにおいては、あらゆる分野において、子どもを生み育てやすい環境づくり、超高齢社会に即した環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

（６）地方産業・経済の低迷

地方の産業・経済は、一部で持ち直しの動きもみられるものの、総体的には依然として厳しい状況が続いています。

古くから地方を支えてきた農林水産業の担い手や後継者の不足、これに伴う耕作放棄地や荒廃森林の増加が進むとともに、商工業においても、商店街の衰退や企業の撤退等の状況がみられ、これに伴う地域全体の活力低下が大きな問題となっています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、基幹産業である農水産業の振興をはじめ、地域産業の活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

（７）情報化・国際化の進展

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受信できる環境が実現しています。

また、こうした情報化や交通網の発達等を背景に、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。

こうした情報化や国際化は、自治体経営や地域活性化、住民生活の質的向上に大きな役割を果たすものとして、その重要性がさらに高まってきています。

このため、今後のまちづくりにおいては、情報化や国際化を地域の社会基盤としてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

※4 第二次大戦後のベビーブーム世代

（８）教育・スポーツの振興に向けた取り組みの進展

わが国では、教育をめぐる様々な課題を踏まえ、道徳心や自律の精神、公共の精神など、今日特に重要と考えられる事項を定めた新な教育基本法の施行をはじめ、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定、さらには学習指導要領の改訂等を行い、教育の振興に向けた取り組みを進めています。

また、スポーツについても、取り巻く環境や人々の意識が大きく変化する中、新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向けた国家戦略としての取り組みを進めています。

このため、今後のまちづくりにおいては、これらの流れに基づき、また地域資源を十分に生かしながら、特色ある教育・スポーツ行政を進めていく視点を一層取り入れていくこととします。

第2編 後期基本計画

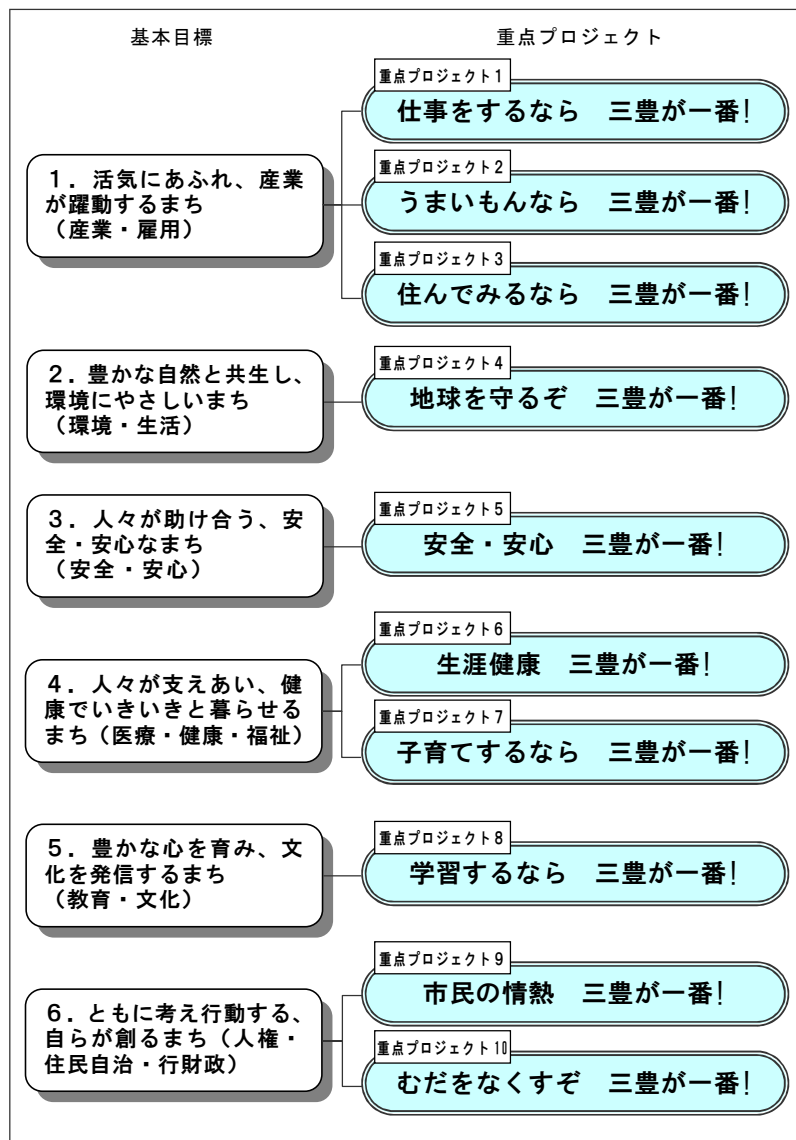
序 章 重点プロジェクト

将来像を実現するためには、基本構想で定めた計画の体系（6つの基本目標と40の施策）に基づく主要施策を総合的、計画的に推進することが基本となりますが、ここでは、総論でみた市民ニーズや本市の特性・課題等を踏まえ、「楽しい三豊づくり」及び「選択と集中」という視点に立ち、後期5年間のまちづくりにおいて特に重点的に取り組むテーマと重点施策を抽出し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

なお、これらの重点プロジェクトは、この後期5年間で、将来像の実現をより確実なものにするための第二ステージとして、極めて重要な期間であることを踏まえ、前期基本計画で掲げた「重点施策～三豊が一番をめざして～」の継続性に配慮し、さらに充実させたものとして設定しています。

また、これら重点プロジェクトに位置づけた重点施策については、実施計画において具体的かつ効果的な実施事業を設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していくこととします。

基本目標と重点プロジェクト



重点プロジェクト1

仕事をするなら 三豊が一番!**ねらい**

「雇用の場の確保」を求める市民ニーズ、地方における厳しい雇用情勢等を踏まえ、優良企業の誘致を中心に、新たな活力と雇用の場の創出に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

- 1-3-1 企業誘致のための情報収集体制の整備
(金融機関との連携や民間データバンクの積極的活用、民間企業OB等による情報収集網の整備)
- 1-3-3 企業誘致優遇措置の強化
(現行の企業誘致優遇措置の充実強化)
- 1-3-5 地域企業の支援
(市内事業所間の交流・情報交換機会の充実)
- 1-3-7 新産業の創出
(異業種交流や産学連携の支援)
- 1-6-1 雇用情報の提供
(関係機関等との連携と情報提供)



(イラストはイメージ。印刷時に差し替え)

重点プロジェクト2

うまいもんなら 三豊が一番!**ねらい**

「農業の振興」を求める市民ニーズ、厳しい農業情勢等を踏まえ、特産品の開発とブランド化を中心に、食料供給基地としての機能の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

- 1-1-1 多様な担い手の育成
(認定農業者及び集落営農組織の育成、法人化の促進、新規就農者の育成支援、他産業企業の参入支援)
- 1-1-3 農業生産基盤の充実
(土地改良事業の推進や農道、用排水施設の整備促進、農地・農業用水、農村環境の保全に対する支援)
- 1-1-6 農産物の流通・販売の促進
(特産品開発とブランド化に向けた農商工等連携と農業経営の多角化の促進、直売体制の充実、地元農産物の活用)



重点プロジェクト3

住んでみるなら 三豊が一番！

ねらい

本市の大きな課題である人口減少の歯止めに向け、観光・交流人口の拡大、市内外の若者や後継者の移住・定住を促進する取り組みを重点的に進めます。

重点施策

■1-5-3 観光PR活動の強化

(観光PR活動の強化や知名度向上の取り組みの一層の充実、統一デザインによる観光案内板(行政看板含む)の整備)

■1-6-4 移住・定住促進対策の推進

(空き家バンクを活用した施策展開、移住・定住前後における生活全般サポート体制の確立支援)



重点プロジェクト4

地球を守るぞ 三豊が一番！

ねらい

“環境の保全”を求める市民ニーズ、地球規模での環境保全や再生可能エネルギーへの関心の高まり等を踏まえ、バイオマスの活用によるバイオマス産業都市の形成を中心に、循環型環境都市の実現に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

■2-1-1 市民主体の環境保全活動の促進

(環境美化運動や自然保護運動、省エネルギー運動、水質保全運動など、市民や事業者の主体的な環境保全活動の促進)

■2-2-2 3R運動の促進

(ゼロ・エネルギー・ビルによる省エネの発生削減や100%の徹底によるゴミの減量化をはじめ、市をあげた3R運動の促進)

■2-2-3 バイオマス産業都市構想の推進

(炭素化した木材チップなど未利用バイオマスを資源として活用し、資源が循環するバイオマス産業都市構想の推進)



重点プロジェクト5

安全・安心 三豊が一番！

ねらい

“危機管理体制の強化”を求める市民ニーズ、南海地震等の大規模地震の発生予想等を踏まえ、自主防災組織の育成強化をはじめ、防災・減災体制の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

■3-1-4 自主防災組織の育成強化

(自治会単位での自主防災組織の組織化及び組織の強化)

■3-1-5 避難体制の確立と強化

(総合防災マップ・津波ハザードマップの作成・配布、出前講座・広報活動の推進、災害時要援護者の避難支援体制の充実、資機材等の整備)

■3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実

(移動系防災行政無線の整備、防災情報システムの整備)

■3-1-7 防災士の育成

(防災士の育成及び自主防災組織との連携促進)



重点プロジェクト6

生涯健康 三豊が一番！

ねらい

“保健・医療・福祉の充実”を求める市民ニーズ、超高齢社会の到来等を踏まえ、「三豊市健康増進計画」の推進を中心に、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

■4-1-1 地域医療の充実

(市立病院・診療所、三豊総合病院の運営体制の強化及び相互の連携強化)

■4-2-3 健康づくりの分野別目標値の達成に向けた取り組みの推進

(「三豊市健康増進計画」の7分野52項目の目標値の達成をめざした取り組みの推進)

■4-4-2 介護予防事業の推進

(要介護状態等の予防と悪化の防止・改善に向けた介護予防事業の推進)



重点プロジェクト7

子育てするなら 三豊が一番！

ねらい

「児童福祉・子育て支援の充実」を求める市民ニーズ、少子化の急速な進行等を踏まえ、子育て支援サービスの充実を中心に、子育て環境の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

- 4-3-2 地域における子育て支援の充実
(保育サービスや地域子育て支援センター事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとする支援サービスの充実)
- 4-3-3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
(母子保健事業、食育の推進、思春期保健対策の充実)
- 4-3-4 要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進
(ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援、児童虐待の防止及び早期発見)



重点プロジェクト8

学習するなら 三豊が一番！

ねらい

「学校教育の充実」を求める市民ニーズ、生涯学習の重要性等を踏まえ、教育内容の充実を中心に、学校教育環境・生涯学習環境の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

- 5-2-1 学校の規模・配置の適正化
(「三豊市立学校再編整備基本方針」の初期10年間の計画に基づく小学校の再編整備の計画的推進)
- 5-2-2 学校施設の耐震化
(学校施設の建物本体及び非構造部材の耐震化)
- 5-2-3 学校教育内容の充実
(確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成を重視した教育内容の充実)
- 5-3-3 公民館活動の充実
(地域の特色を生かした公民館活動の推進、施設の整備充実)
- 5-3-6 図書館活動の充実
(読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備)



重点プロジェクト9

市民の情熱 三豊が一番！

ねらい

本市がこれまで積極的に進めてきた協働のまちづくり、地域内分権の取り組みをさらに推進し、新時代の三豊市をつくっていくため、地域内分権システムの充実を中心に、三豊型の「新しい公共」の形成に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点施策

- 6-1-1 人権・同和問題啓発活動の推進
(あらゆる人権問題の解決に向けた人権意識を高める各種啓発事業の実施、人権侵害救済法(仮称)の早期制定に向けた活動支援)
- 6-3-1 広報活動の充実
(広報紙をはじめとする広報媒体による情報発信の充実、情報通信網を活用した情報サービスの提供)
- 6-4-1 地域内分権意識の高揚
(広報・啓発活動等を通じた意識・知識の向上、地域組織や市民団体への加入・参画促進、リーダーの育成)
- 6-4-2 地域内分権システムの充実
(地域組織や市民団体による「公共サービス」が順次拡充できる仕組みづくりなどの支援)



重点プロジェクト10

むだをなくすぞ 三豊が一番！

ねらい

本市がこれまで積極的に進めてきた公共施設の再配置の取り組みをさらに推進し、効率的で効果的な行政サービスの提供と新しい“街”づくりを進めるため、施設の再配置を重点的に進めます。

重点施策

- 6-5-4 公共施設の再配置
(「三豊市公共施設再配置計画」第1期基本計画に基づく公共施設再編整備の計画的推進)



第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

1-1. 農業の振興

目的と方針

市の基幹産業である農業の振興と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、「三豊市農業振興計画」等に基づき、多様な担い手の育成や農業生産基盤の充実、農産物のブランド化の促進をはじめとする多様な取り組みを一体的に推進します。

現状と課題

農業は、食料の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出など、人々の生活に重要な役割を果たしていますが、わが国の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、就業者の減少や高齢化、これらに伴う生産額の減少や耕作放棄地の増加といった問題が深刻化してきています。

本市の耕地面積は、4,880ha（平成23年耕地面積調査）で、総農家数は5,817戸、販売農家数は3,599戸（平成22年農林業センサス）となっています。

農業産出額（平成18年）は180億8千万円で、県全体の22.7%を占め県下第1位で、生産農業所得も37億2千万円で県全体の18.7%を占め県下第2位となっており、県内でも耕畜バランスのとれた農業地帯となっています。

しかし、耕地利用率は88.3%と低く、県平均（91.2%）を下回り、農業の収益性を示す生産農業所得率も県内で低い順位となっています。これらは、本市の販売農家に占める第2種兼業農家の比率が他市町に比べて高く、稲一作中心の農業経営が大半を占めていることなどが要因と考えられます。

こうしたことから、これまでは農作物の品質の向上・ブランド化、生産コストの低減が見込まれる農業生産構造への転換、耕地を高度に利用する営農を奨励しつつ、さらに個別の農業経営だけでカバーできない部分を共同で補う集落営農組織・法人等を育成することにより、失われつつある集落機能を再生させ、農業・農村の活性化に取り組んできました。

今後はこれらに加えて、平成25年度に策定した「三豊市農業振興計画」で示された本市農業のあるべき姿の実現に向け、優良な農地を確保するための条件整備、6次産業化^{※5}や農商工連携の推進、新技術の導入や農産物販路拡大等による農業の成長産業化を図ることとし、環境変化に対応した多様な取り組みを総合的に進めていく必要があります。

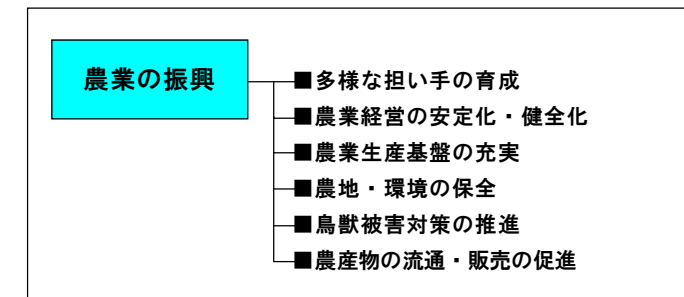
■販売農家数の推移

（単位：戸）

区 分	販売農家総数	専 業	第1種兼業	第2種兼業
平成7年	5,722	752	700	4,270
平成12年	5,184	775	519	3,890
平成17年	4,471	888	499	3,084
平成22年	3,599	868	363	2,368

資料：農林業センサス

施策の体系



※5 6次産業化…第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売や地域資源を生かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと

主要施策

1-1-1 多様な担い手の育成

重点施策

三豊市担い手育成総合支援協議会を中心に、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

また、農家の後継者、非農家や都市部で育った青年、退職就農者など多様な新規就農者の確保・育成について、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

さらに、他産業企業の参入については、関係団体と連携して総合的に支援します。

1-1-2 農業経営の安定化・健全化

経営基盤の強化や農業機械・施設の導入に対する支援を行うほか、優良農地を確保し、農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

1-1-3 農業生産基盤の充実

重点施策

農業生産コストの低減や農用地の利用集積を図ることを目的として、また過去に整備された施設等の老朽化や突発事故等に対応するため、土地改良事業の推進や農道、用排水施設の整備及び維持管理・補修の促進等に努めるとともに、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対する支援を行い、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

1-1-4 農地・環境の保全

農地の保全、特に優良農地の耕作放棄地化を防ぐため、農業委員会と連携した調査・指導に努め、その予防や再生事業による担い手への農地集積を進めます。

また、食の安全・安心と消費者の信頼確保に向け、減農薬・減化学肥料栽培や農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境保全型農業を促進します。

1-1-5 鳥獣被害対策の推進

イノシシ、サル等の鳥獣による農産物被害防止に向け、鳥獣被害防止活動に取り組む地域（集落）を実施主体とし、最も効果のある地域（集落）等を広い範囲で囲む侵入防止柵の設置を推進するとともに、捕獲活動についても狩猟者のみに任せるのではなく地域（集落）の構成員がそれぞれ役割を持ち狩猟者の捕獲活動のサポートができる地域（集落）づくりを支援します。

1-1-6 農産物の流通・販売の促進

重点施策

農業の6次産業化を見据えながら、農業・農村の新たな付加価値を創造し、特産品の開発と地域のブランド化を促進します。特に、農業ビジネスへの新たな参入を求める企業と農家を結ぶコーディネート体制の強化など、農商工等の連携と農業経営の多角化を促進します。

また、安全・安心な農産物の生産・流通を進めるため、新鮮でおいしい農産物や高品質な食品を提供する農産物直売体制を充実させるとともに、地産地消と食育の推進のため、学校給食や地元企業での地元農産物の活用を図ります。

さらに、都市住民や消費者との交流、農地の有効活用の視点から、農村体験や観光農園の取り組みも促進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
認定農業者数	人	236	240
農業生産法人数	法人	12	20
集落営農組織数	組織	21	30

市民等に期待すること

市 民	○農産物加工や特産品開発の取り組みに参画しましょう。 ○農業への理解を深め、市内農産物の購入機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○農業者や就農希望者等は、行政や農業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、農業経営の活性化に努めましょう。 ○地域や団体において、農産物加工や特産品開発の取り組みを行いましょう。 ○農業関連団体は、農業者が行う農業経営の活性化の取り組みを支援しましょう。

1－2. 水産業の振興

目的と方針

古くから市を支えてきた水産業の振興を図るため、漁港施設の維持管理や水産業基盤の確立など、漁業者が意欲的に水産業に取り組むことができる環境整備を進めます。

現状と課題

近年、世界人口の増加や先進国における健康志向から、世界的な水産物需要の増加が進む一方、国内における水産物消費量は減少が続いています。このような中、水産資源を適切に管理し、食料として持続的に利用していくため、生産と消費の両面における施策を講じていくことが求められています。

本市では、北西部に広がる瀬戸内海を生かし、詫間地区及び仁尾地区で水産業が営まれています。現在、10の漁港を有し、底引き網を主体とした漁船漁業を中心に、養殖漁業も行われています。

本市ではこれまで、漁港・漁場の整備をはじめ、水産業の振興に向けた各種の取り組みを進めてきました。

近年、稚魚放流事業の実施により、特定の魚種の漁獲量は横這いあるいはやや増加傾向にあるものの、漁獲量全体としては減少傾向にあります。

また、漁業環境の悪化や魚価の低迷、燃油価格の高騰、漁業就業者の高齢化、担い手の減少に伴い経営状況はさらに厳しさを増しています。

今後は、こうした水産業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、漁港の整備や水産資源の確保に努めるほか、県や漁業協同組合等と協議を重ね、経営基盤を強化するための対策などに取り組む必要があります。

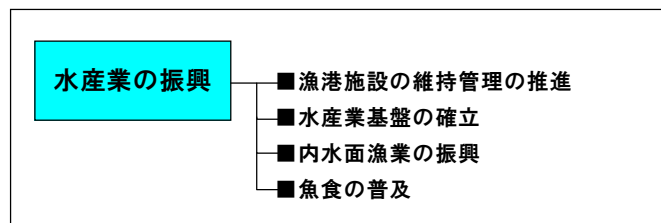
また、内水面漁業についても、水産資源の確保や漁場環境の保全に取り組む必要があります。

■漁業経営体数の推移 (単位：経営体、隻)

区 分	経営 体数	漁船 総隻数	船外機 付船隻 数	動力船トン数規模					
				計	1t 未満	1～3	3～5	5～10	10t 以上
平成7年	222	212	39	173	6	74	89	4	0
平成12年	188	195	38	157	4	63	77	7	6
平成18年	141	353	96	256	6	128	94	13	15
平成20年	138	295	103	191	11	86	75	9	10

資料：香川農林水産統計年報・漁業センサス

施策の体系



主要施策

1-2-1 漁港施設の維持管理の推進

各漁港施設の維持管理及び高潮対策や老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

1-2-2 水産業基盤の確立

水産業基盤の確立を図るため、漁場の整備や海域環境の保全に努めるとともに、漁業経営基盤の確立に対して支援を行い、稚魚の放流事業の充実を図ることにより水産物の安定供給に努めます。

1-2-3 内水面漁業の振興

フナやアユの放流事業の支援を図り、内水面漁業の振興に努めます。

1-2-4 魚食の普及

広報・啓発活動や食育の推進、PR活動の強化など、魚食の普及に向けた取り組みを推進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
漁港整備率	%	49.9	56.3

市民等に期待すること

市 民	○海を汚さず、海域環境の保全に協力しましょう。 ○魚食のよさを再認識する機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○漁業者は、行政や漁業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、漁業経営の活性化に努めましょう。 ○漁業関連団体は、漁業者が行う漁業経営の活性化の取り組みを支援しましょう。 ○地域や団体、事業者は、魚食のよさを再認識する機会を増やしましょう。

1-3. 工業の振興

目的と方針

地域経済の発展と雇用の場の拡充に向け、「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、企業誘致活動を積極的に進めるとともに、既存の地域企業の支援、起業化や新産業の創出に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

工業は、地域経済の発展をはじめ、雇用の場の拡充、研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

本市の工業の状況は、平成 24 年の経済センサスによると、製造業の事業所数(従業者 4 人以上)は 218 事業所、従業者数は 7,128 人、製造品出荷額等は約 1,960 億円となっています。

本市ではこれまで、臨海部の経面、水出、松下工業団地、内陸部の陣山、丸谷、神田中央、仁尾浜、原下工業団地などを中心に、雇用の創出と地域経済の発展のため企業誘致に取り組み、企業立地状況は、臨海部に鋼板、鋼管、炭素加工、合板加工、日用生活品などの業種、内陸部に紙加工、乳製品製造、機械製造、食品加工、物流などの業種が立地しています。

また、高松自動車道の三豊鳥坂ーフインターチェンジの開設に加え、国道 11 号の 4 車線化や国道 32 号の新猪ノ鼻トンネルの整備も進められており、交通の利便性は高まりつつあります。

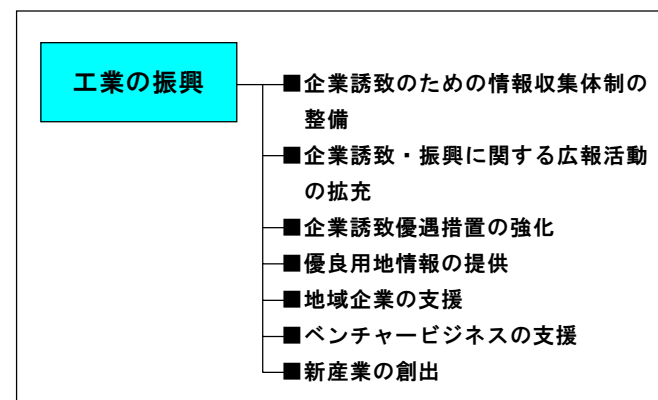
今後は、こうした状況を踏まえ、平成 25 年度に策定した「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、優良企業の誘致を一層積極的に進めていくとともに、市内の既存企業の振興策、起業化や新産業の創出等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■市内工業団地への企業誘致状況 (単位：社)

区 分	誘致企業数
誘致企業数 計	110
西の側工業団地	1
原下工業団地	4
神田中央工業団地	4
下高瀬	1
鳥坂企業用地	1
丸谷工業団地	9
滝の下工業団地	2
陣山工業団地	8
仁尾浜	1
経面工業団地	23
水出工業団地	32
松下工業団地	24

資料：市産業政策課（平成 25 年 4 月 1 日現在）

施策の体系



主要施策

1-3-1 企業誘致のための情報収集体制の整備 重点施策

潜在する企業立地情報を速やかに収集し、企業誘致を効果的に進めるため、金融機関との連携や民間データバンクの積極的な活用を図るとともに、民間企業OBなどによる情報収集網を整備します。

1-3-2 企業誘致・振興に関する広報活動の拡充

立地企業サイドからみて知りたい情報を網羅した企業支援ガイドを作成し、企業誘致・振興を効果的に進めます。

1-3-3 企業誘致優遇措置の強化 重点施策

現行の企業誘致優遇措置の充実強化を図り、企業誘致競争力を向上させます。

1-3-4 優良用地情報の提供

立地企業の経営戦略に即し、民地情報の集積により、県と情報共有しながら、オーダーメイド方式などの方法を駆使して優良用地情報を提供するとともに、遊休施設の積極的な活用により、企業の誘致を図ります。

1-3-5 地域企業の支援 重点施策

市内に立地する事業所間の交流や情報交換の機会を設け、事業所間の連携による相互発展や新たな企業活動の創造を図ることにより、地域企業の支援を行います。

1-3-6 ベンチャービジネスの支援

起業をめざす人に対し、関係機関との連携を図りながら各種制度の周知を行うとともに、相談・指導体制の確立に努めます。

1-3-7 新産業の創出 重点施策

異業種交流による新事業の創出や産学連携による新製品開発等を支援し、新産業の創出を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
生産年齢人口の就業率	%	84.6	88.0

市民等に期待すること

市 民	○企業誘致活動への理解を深め、情報の提供に協力しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、企業誘致活動への理解を深め、情報の提供に協力しましょう。 ○事業者は、行政や商工業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、事業経営の活性化や新産業の創出等に努めましょう。 ○商工業関連団体は、事業者が行う事業経営の活性化や新産業の創出等の取り組みを支援しましょう。

1-4. 商業の振興

目的と方針

大型店と地元事業所が共存共栄できる商業環境の創造と、若者が集う楽しい三豊づくりに向け、「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、商工会活動を支援しながら、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

現状と課題

ライフスタイルの変化やそれに伴う消費者ニーズの多様化、高度化、流通構造の変化など、商業を取り巻く環境は大きく変化し、様々な形で既存商業の形態に影響を与えています。また、郊外型大型店舗やコンビニエンスストアなど進出も顕著になっているほか、ネットショッピングなど店舗を持たない事業所も出てきています。

主要商店街を持たない本市の商業においても、消費者ニーズの多様化や高度化への対応の立ち遅れから、近隣に立地した大型ショッピングセンターなどに消費の動向が移り、小売吸引力^{※6}0.59という数値にもあらわれているように、購買力の市外への流出が顕著となっています。

しかし、国道11号沿いを中心に大型商業施設の進出による新たな商業ゾーンが形成されつつあり、購買力の地元定着や流入が期待されています。

今後は、平成25年度に策定した「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、商工会と連携を図りながら、地域に密着し消費者ニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供など、地元事業所が大型店とは異なった機能で商業活動ができる環境整備を支援し、大型店と地元事業所が共存共栄するバランスのとれた商業の振興を図る必要があります。

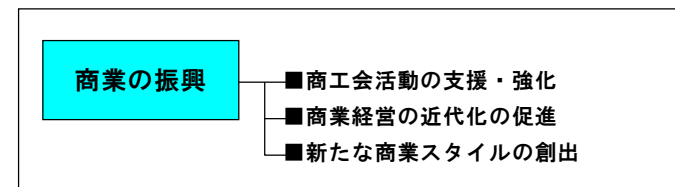
※6 小売吸引力…各市町の人口1人当たりの小売販売額÷県の人口1人当たりの小売販売額。小売吸引力数値は1.0が県平均、1.0を超えると他市町から買い物客の流入が流出を上回り、逆に1.0を下回ると他市町への流出超過を示している

■商業の状況

区 分	平成16年	平成19年	平成24年
事業所（事業所）	1,012	914	1,240
従業者数（人）	4,247	4,316	6,025
商品販売額（万円）	6,616,463	8,474,635	14,234,700
売場面積（㎡）	71,938	72,811	98,059

資料：平成16・19年は商業統計調査、平成24年は経済センサス

施策の体系



主要施策

1-4-1 商工会活動の支援・強化

商業振興の中核的役割を担う商工会の活動を支援し、指導力や情報提供機能の強化を促進します。

1-4-2 商業経営の近代化の促進

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、空き店舗対策、地域に密着したサービスの展開、イベントなど各種販売促進事業の展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

1-4-3 新たな商業スタイルの創出

異業種交流による新事業の創出や産学連携による新商品開発等を支援し、新たな商業スタイルの創出を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
第 3 次産業従業者数	人	12,933	12,500

市民等に期待すること

市 民	○商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。 ○事業者は、行政や商工業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、商業経営の近代化や新たな商業スタイルの創出等に努めましょう。 ○商工業関連団体は、事業者が行う商業経営の活性化や新たな商業スタイルの創出等の取り組みを支援しましょう。

1－5．観光の振興

目的と方針

多くの人々が繰り返し訪れる魅力ある観光地の形成に向け、観光拠点施設・資源の充実を図りながら、観光PR活動の一層の強化を進めます。

現状と課題

近年、いやしや健康づくり、グルメ、自然体験を求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化、高度化し、みる観光から体験型・産業型の観光へと変化しています。このような中、観光地には、そのニーズに即した、リピーター^{※7}の確保に向けた取り組みや着地型観光^{※8}の展開が求められています。

本市には、瀬戸内随一の眺めを誇るともいわれる紫雲出山や、美しい海岸線、島々などの自然資源が豊富に存在するほか、四国霊場、史跡等の歴史資源、道の駅、温泉などの交流施設、さらにはゴルフ場、イベントや祭りなど多様な観光・交流資源があり、平成24年度の観光客入込者数は約161万人にのぼります。

しかし、これらの資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分活用されているとはいえず、情報量の不足等から、一人当たりの観光消費額も低迷しています。

今後は、こうした状況を踏まえ、「三豊市観光基本計画」の策定を視野に入れ、既存の観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、ル・ポール栗島などを中心とした滞在型のいやしの拠点づくりなど、リピーターの増加に向けた多面的な取り組みを進めていくとともに、あらゆる情報を提供できるシステムの構築を進めていく必要があります。

※7 リピーター…繰り返し訪れる人

※8 着地型観光…旅行の着地点となる地元主導で企画・立案し、実施する観光

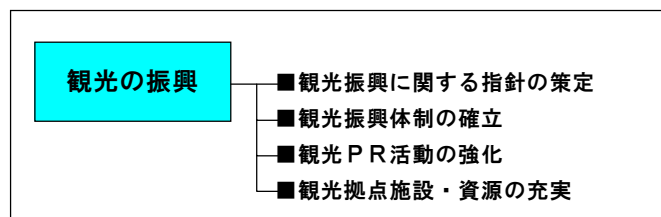
■市内観光客入込者数 (単位：千人)

市内観光客入込者数		1,610	
観光地	入込者数	イベント	集客者数
朝日山森林公園	50	高瀬空射矢まつり	20
たかせ天然温泉	182	やまもと爽郷まつり	4
ふれあいパークみの	131	大坊市	16
不動の滝カントリーパーク	13	豊中どぶろくまつり	3
荘内半島	28	たくま港まつり	40
父母ヶ浜海水浴場	6	仁尾竜まつり	21
サンビーチ	3	八朔人形まつり	12
たからだの里「物産館」	298	財田謹之丞まつり	35
たからだの里「環の湯」	159	津嶋神社夏季大祭	50
香川用水記念館	61	その他イベント	6
その他観光地	472		

資料：市産業政策課（平成24年度）

※その他観光地のうち大興寺・本山寺・弥谷寺各95千人

施策の体系



主要施策

1-5-1 観光振興に関する指針の策定

市の実情に即した観光振興施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市観光基本計画」の策定を図ります。

1-5-2 観光振興体制の確立

観光振興団体の活動を支援し、観光振興体制の確立を図るとともに、団体の組織強化を促し、自主・自立を促進します。

1-5-3 観光PR活動の強化

重点施策

市民や観光振興団体等との連携のもと、あらゆる機会をとらえた本市の観光PR活動の強化や知名度向上の取り組みの一層の充実に努めるとともに、統一デザインによる観光案内板（行政看板含む）の整備を図り、観光・交流人口の拡大、来訪者の観光消費額の増大と知名度のさらなる向上、市の一体感の醸成をめざします。

1-5-4 観光拠点施設・資源の充実

市民や事業者等との連携のもと、市内にある観光拠点施設や資源の充実及びネットワーク化、着地型観光の展開等に努め、機能強化を図るとともに、来訪者に感動・共感・いやしを与えるような取り組みを進めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
観光客入込者数	千人	1,610	1,650

市民等に期待すること

市 民	○観光PR活動や知名度向上の取り組みに参画しましょう。 ○観光拠点施設や資源の充実、着地型観光の展開等に参画しましょう。 ○来訪者を「おもてなし」の心を持って迎えましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○観光関連団体は、各種活動の充実に努めるとともに、組織強化を図り、自主運営に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、行政と連携し、観光PRや知名度向上の取り組みを行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、行政と連携し、観光拠点施設や資源の充実、着地型観光の展開等を行いましょう。

1-6. 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

目的と方針

人口減少の歯止めと就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の創出や勤労者福祉の充実に努めるとともに、移住・定住促進対策を推進します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進むとともに、産業をめぐる経営環境が依然として厳しい中で、地方における雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、産業全体が停滞傾向にある中で、雇用機会の不足が大きな問題となっており、若者の流出に拍車をかけています。また、市民アンケート調査や子どもアンケート調査においても、年齢が若くなるほど本市での定住意向が低下していることが明らかになりました。

このため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の拡充をめざすほか、若者の地元就職の促進、高齢者や女性・障がい者の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

さらに、市内外の若者や後継者を中心とした移住・定住を促進し、市民主体の活力あるまちづくりをさらに進めるため、これら雇用・勤労者対策や住宅施策等と連動しながら、効果的な移住・定住促進対策に取り組んでいく必要があります。

■市民の年代別の定住意向

(単位：％)



資料：市民アンケート調査

施策の体系

雇用・勤労者 対策、定住促進 対策の推進

- 雇用機会の創出
- 高齢者・女性・障がい者の雇用促進
- 勤労者福祉の充実
- 移住・定住促進対策の推進

主要施策

1-6-1 雇用情報の提供

重点施策

ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業あつ旋等を進め、若者の地元就職及びU・J・Iターン^{※9}を促進します。

1-6-2 高齢者・女性・障がい者の雇用促進

シルバー人材センター運営の支援、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発等に努め、高齢者や女性・障がい者の雇用を促進します。

1-6-3 勤労者福祉の充実

金融機関への資金預託により、勤労者の生活資金融資や住宅資金融資などを行うとともに、勤労者福祉関連施設の適正管理と有効活用を図り、勤労者の生活向上と福祉の充実に努めます。

1-6-4 移住・定住促進対策の推進

重点施策

若者や後継者、U・J・Iターン者等の本市への移住・定住を促進するため、空き家バンクを活用した施策展開とともに、移住・定住前後における生活全般サポート体制の確立を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
失業率	%	3.7	3.5
定住促進対策に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	34.6	50.0

※9 U・J・Iターン…Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地域へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと

市民等に期待すること

市 民	○就職相談や情報提供等を効果的に利用しましょう。 ○勤労者のための融資制度を効果的に利用するとともに、勤労者福祉関連施設を利用しましょう。 ○移住・定住促進対策を効果的に利用しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○事業者は、行政や関係機関等と連携し、就職相談や情報提供を行い、若者やU・J・Iターン者の雇用に努めましょう。 ○事業者は、高齢者や女性、障がい者の雇用拡大に努めましょう。

第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

2-1. 環境・景観の保全と創造

目的と方針

内外に誇りうる環境自治体の形成に向け、「三豊市環境基本計画」等の指針に基づき、多面的な環境施策を総合的に推進します。

現状と課題

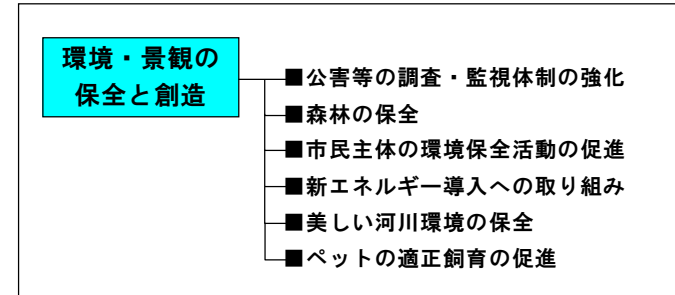
地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、自然の減少や水質汚濁等の身近な環境問題の発生、そして東日本大震災の発生に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれています。自治体としても、環境保全に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、北西部は瀬戸内海に面し、北東部は象頭山（琴平山）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接する南北に広がるまちで、美しい海岸線や豊かな田園空間、緑映える森林に代表される、多彩で特色ある自然が息づいています。これらの優れた自然環境・景観は、本市の最大の財産であり、未来へと引き継いでいくことが求められています。

本市ではこれまで、新たなエネルギーの導入に向け、平成18年度に「三豊市地域新エネルギービジョン」を策定したほか、地球環境保全をも視野に入れた環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年度に「三豊市環境基本計画」を策定し、環境保全にかかわる各種施策を推進してきました。

今後とも、これらの計画に基づき、自然環境・景観の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を市民・事業所・行政の三者の協働のもとに総合的に推進し、内外に誇りうる環境自治体の形成を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-1-1 公害等の調査・監視体制の強化

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭などはもとより、アスベスト^{※10}などの環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう、関係機関との連携のもとに調査・監視体制の強化を図ります。

2-1-2 森林の保全

地球温暖化の防止や水源のかん養をはじめとする森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道の維持・管理や計画的な森林整備を行います。

2-1-3 市民主体の環境保全活動の促進

重点施策

広報・啓発活動を充実し、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、自然保護運動や省エネルギー運動、水質浄化運動など、市民や事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

2-1-4 新エネルギー導入への取り組み

太陽光発電や廃棄物のエネルギー利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めます。

※10 アスベスト…石綿。肺の中に入ると肺がん、悪性中皮種等を引き起こす恐れがある

2-1-5 美しい河川環境の保全

川の自然環境保全を望む市民ニーズを踏まえ、市内を流れる2級河川（6水系41河川）の整備を県に働きかけていくとともに、市が管理する準用河川（66河川）と普通河川については、計画的かつ自然環境に配慮した工法を検討して美しい河川環境の保全を図ります。

2-1-6 ペットの適正飼育の促進

ペットの適正な飼育に関する啓発活動を行うと同時に、野犬等による事故防止を図ります。特に犬を飼育する場合には、狂犬病の発生及びまん延を未然に防止し、撲滅するため、狂犬病の危険性を十分に周知し、飼い犬の登録と年1回の予防注射の徹底を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
太陽光発電導入世帯数	世帯	532	1,500
自然環境の保全に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	50.3	60.0
公害などの環境対策に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	51.0	60.0
狂犬病予防注射率	%	80.2	90.0

市民等に期待すること

市 民	○公害や環境汚染の調査・監視に参画しましょう。 ○環境保全意識を高め、環境美化運動をはじめ、環境保全運動に参画しましょう。 ○家庭における太陽光発電等の新エネルギーの導入に努めましょう。 ○ペットの適正な飼育に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、公害や環境汚染の調査・監視を行いましょ - う。 ○事業者は、公害や環境汚染が発生しない事業活動を行いま - しょう。 ○地域や団体は、環境保全意識を高め、環境美化運動をはじ め、環境保全運動を行いましょう。

2-2. 循環型社会の形成

目的と方針

廃棄物を資源として循環させる新たな社会づくりに向け、廃棄物の適正処理・循環体制の充実を図るとともに、市一体となった3R運動^{※11}を促進します。

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球環境問題をはじめ、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量の逼迫、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

本市の一般廃棄物処理施設として、三観広域行政組合クリーンセンターで処理していましたが、平成25年3月末で閉鎖し、現在は民間施設において最終処分を行っています。今後は「ごみはすべて資源である」との方針のもと、民設民営によってトンネルコンポスト施設を整備し、燃えるごみの固形燃料化を進めていく予定です。現在は段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化や、使用しなくなった家庭用小型家電の回収・リサイクルを進めています。

今後は循環型社会の形成に向け、総合的な一般廃棄物処理方法の検討が必要です。また、市内のごみ収集については、平成20年10月から「新分別収集」を全市で実施していますが、さらなるごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市内における未利用バイオマス^{※12}資源等を活用した地域づくり（平成25年6月にバイオマス産業都市として認定）についても推進していく必要があります。

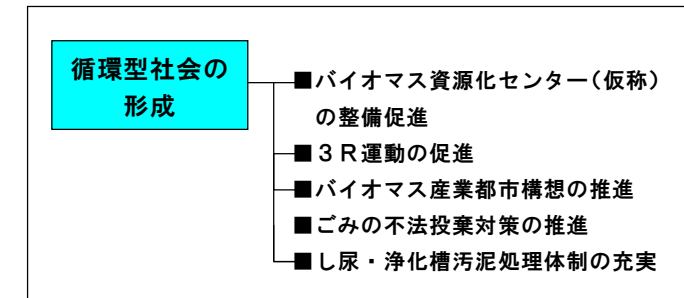
また本市では、平成26年度より高瀬・三野・豊中・詫間・仁尾地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理を瀬戸グリーンセンターに処理委託を行います。また、脱水汚泥のコンポスト（肥料）化処理は、隣接するかがわコンポスト事業所に処理委託し、肥料として販売し農地等に還元しています。

※11 3R…リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）

※12 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー

今後は、し尿処理の広域化に伴い収集・運搬にかかる時間や距離が増加し、収集・運搬コストの増加が懸念されることから、収集・運搬方法の効率化を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

2-2-1 バイオマス資源化センター（仮称）の整備促進

次期ごみ処理施設として、家庭系一般廃棄物等を資源化する施設の整備（民間事業者による）を促進します。

2-2-2 3R運動の促進 重点施策

広報・啓発活動を充実し、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、段ボールコンポストによるごみの発生抑制や18分別の徹底によるごみの資源化、使用済み小型家電の回収・リサイクルをはじめ、市をあげた3R運動を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

2-2-3 バイオマス産業都市構想の推進 重点施策

荒廃化した竹林材や生ごみなどの未利用バイオマスを資源として活用することにより「資源が循環し、持続的に発展する地域社会」を実現させるため、バイオマス産業都市構想を推進します。

2-2-4 ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の充実や市民との協働による監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努めます。

2-2-5 し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

経費の削減と効率的な処理の実施に向け、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へのし尿及び浄化槽汚泥の処理委託を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
ごみ焼却処理量	t	8,147	100
リサイクル率	%	22.1	48.0
ごみの適正処理・リサイクルの促進に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	63.8	80.0
3 R 運動をしている市民の割合（市民アンケート調査より）	%	78.4	90.0

市民等に期待すること

市 民	○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3 R 運動を行いましょう。 ○ごみの不法投棄の監視に参画しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体、事業者は、ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3 R 運動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、それぞれの立場でバイオマス産業都市構想の推進に協力しましょう。 ○地域や団体は、ごみの不法投棄の監視を行いましょう。

2-3. 上水道の安定供給

目的と方針

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化や老朽管の更新をはじめ、給水体制の充実を図ります。

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。

平成 23 年度における本市の水道普及率は 98.9%で、県の平均普及率と同じであり、これは国の平均を 1.4%上回っています。

しかし、給水人口は、過去 5 年の間におよそ 2,700 人減少しており、今後もほぼ同様の傾向が予想されています。

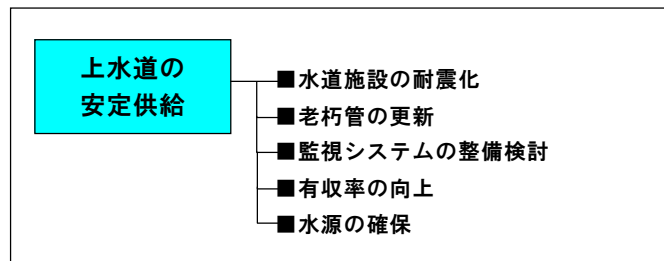
一方、本市では配水量の約 7 割を県営水道に依存していることから、早明浦ダムの貯水率に大きく影響されています。渇水時における対策としては、香川用水調整池の運用が開始されていますが、より安定した水の供給や緊急時の生活水を確保するために自己水源の確保が求められています。

今後の重要な課題としては、少子高齢化による人口の減少傾向、省エネルギーに伴う節水型機器の性能の向上と普及を背景とした水道使用量の減少による水道料金収入の減少があげられるほか、昭和 40 年代に建設した施設の更新時期の到来への対応や施設の耐震化対策も必要となっています。

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフライン^{※13}であることから、効率的な管理・運営体制の整備や災害に強い施設の整備・更新など、市民に信頼され安心して利用してもらえる給水体制の確立が求められています。

※13 ライフライン…電気、ガス、水道、道路・交通網などの生活に不可欠な設備や供給路

施策の体系



主要施策

2-3-1 水道施設の耐震化

耐震診断の結果に基づき、基幹施設の耐震化工事を実施していくとともに、耐震診断を実施できていない施設についても、順次、耐震診断を実施し、耐震性の把握を行います。

2-3-2 老朽管の更新

耐震性に劣り、漏水の原因になっている塩化ビニール管のうち、漏水多発路線や重要路線などを中心に耐震性に優れたダクタイル鉄管などに更新していきます。

2-3-3 監視システムの整備検討

7地区の主要施設の監視を一元管理できるよう、監視システムの整備について検討していきます。

2-3-4 有収率の向上

突発的な漏水防止対策として、漏水調査・修繕及び老朽管更新事業を実施し、安定給水と有収率の向上に努めます。

2-3-5 水源の確保

県営水道からの円滑な受水に努めるとともに、既存水源の活用と新規水源調査を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
水道管の耐震管延長 (φ75 以上)	耐震管延長m 全延長m	97,737 624,491	122,700 634,500
上水道有収率	%	91.4	92.0

2-4. 生活排水の適正処理

目的と方針

川や海の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の普及促進及び集落排水施設の利用促進等に努めます。

現状と課題

河川・海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道等の整備が大きな課題となっています。

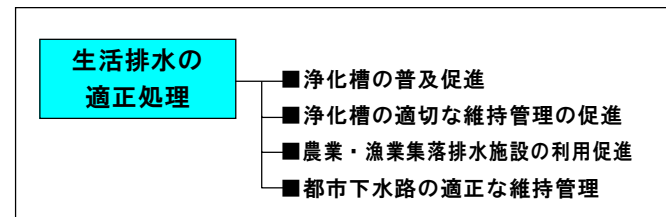
しかし、本市では農業集落排水施設が5施設、漁業集落排水施設が1施設整備されていますが、その他の地域において下水道は整備されていません。今後も厳しい財政事情のもと、下水道事業に着手できる見通しが立たないことから、浄化槽及び既設の農業・漁業集落排水施設により生活排水の処理を実施することとなります。

今日、浄化槽が公共下水道と同程度の処理機能を持つとされており、短期間に、また比較的安価に施工できる特徴があることから、市街地区域が少なく、家屋が散在する本市にとって、浄化槽による処理方法が最適としてとらえています。

今後は浄化槽の普及率の向上と併せて農業・漁業集落排水施設区域内の接続率の向上を図る必要があります。

また、住宅密集地からの雨水・生活排水を処理する施設である都市下水路についても、清掃業務等の適正な維持管理を行う必要があります。

施策の体系



主要施策

2-4-1 浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、工事費の一部を補助し、浄化槽の普及を促進します。

2-4-2 浄化槽の適切な維持管理の促進

関係団体等と連携して啓発活動を行い、浄化槽設置後の清掃・点検など適正な維持管理を促進し、浄化槽の機能を十分に発揮させ、周辺環境の汚染の防止に努めます。

2-4-3 農業・漁業集落排水施設の利用促進

農業・漁業集落排水施設が設置されている地域において、施設の適正管理に努めるとともに、未接続者の施設への接続を促進し、施設の有効利用を図ります。

2-4-4 都市下水路の適正な維持管理

住宅密集地における生活排水の水質環境保全のため、都市下水路と排水機場施設の適正な維持管理を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
浄化槽整備人口普及率	%	41.0	53.0
農業・漁業集落排水施設接続率	%	78.5	82.0
生活排水の適正処理に関する 市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	63.8	70.0

市民等に期待すること

市 民	○水環境保全に関する意識を高め、浄化槽の設置及び単独槽からの転換に努めましょう。 ○浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理に努めましょう。 ○集落排水施設への接続に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、行政と連携し、市民への啓発活動等を行い、浄化槽の設置及び単独槽からの転換や適正な維持管理、集落排水施設への接続を促しましょう。

2-5. 公園・緑地の整備

目的と方針

市民の交流・いこいの場の確保や地域の活性化、防災機能の向上、緑あふれる環境づくりに向け、公園・緑地の改修及び緑化を推進します。

現状と課題

公園・緑地は、良好な都市環境の維持・改善はもとより、地域住民の交流・いこいの場の確保、地域の活性化、さらには地震などの災害時における避難の場の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

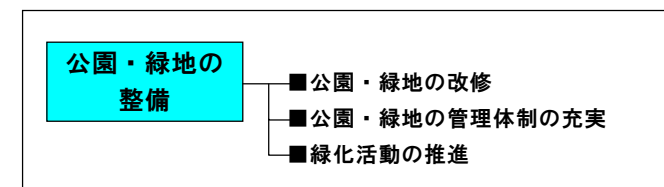
本市は、豊かな自然を生かした自然活用型の公園をはじめ、日常生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としての公園を多数有しています。

また、都市公園は11箇所あり、健康・レクリエーション空間、市民の精神的充足の場となっています。

今後は、災害時の避難・応急対策の拠点の確保、快適で安全・安心な公園づくりといった視点を重視しながら、公園・緑地の計画的な改修や市民等との協働による管理体制の充実を進めていく必要があります。

また、緑あふれる環境づくりに向け、市一体となった緑化活動を推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-5-1 公園・緑地の改修

安全性の確保と利用率の向上、防災機能の向上等を見据え、老朽化した既存公園施設・設備の点検・改修を計画的に進めます。

2-5-2 公園・緑地の管理体制の充実

市民や関係機関・団体との協働による公園・緑地などの維持・管理体制の充実を図り、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。

2-5-3 緑化活動の推進

フラワーセンターによる育苗の取り組みや観光関連施策との連携のもと、公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
公園や広場の整備に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	53.9	60.0
緑化の推進に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	63.3	70.0
地元の公園の維持管理に参加している市民の割合(市民アンケート調査より)	%	45.9	50.0
緑化活動をしている市民の割合(市民アンケート調査より)	%	39.0	50.0

市民等に期待すること

市 民	○公園や緑地の維持管理活動に参画しましょう。 ○緑化意識を高め、自主的な緑化運動、花づくり運動に参画しましょう
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、公園や緑地の維持管理活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、自主的な緑化運動、花づくり運動を行いましょう。

2-6. 墓地・斎場の整備

目的と方針

市民ニーズを勘案し、新たな火葬場の整備を進めるとともに、墓地の供給及び適正な維持管理に努めます。

現状と課題

斎場は、社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本市の火葬場は、市域の住民が利用する火葬施設として、4施設が稼動しています。これらの施設は、昭和52年度に建設した火葬場が2施設（豊中斎場・山本財田斎場）、昭和57年度に建設した火葬場が1施設（七宝斎苑）、平成12年度に改築した火葬場が1施設（高瀬火葬場）で、建築後30年から35年近い期間が経過している施設があります。

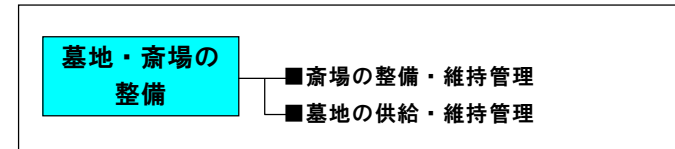
こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉に関する維持管理の問題、さらには将来見込まれる火葬需要への対応不足といった多くの問題を抱えている状況です。

これらの課題解決のため、平成23年度に「三豊市火葬場基本方針」を作成し、北部地域に1施設、南部地域に1施設の合計2施設の火葬場整備を進めることとしており、南部地域の火葬場については、平成24年度に基本設計、平成25年度に実施設計に取り組み、平成27年11月に供用開始予定となっています。北部地域については、地元交渉中です。

また、本市の市営墓地は詫間中央霊園と久保谷霊園の2施設があり、墓地の確保が困難な市民に対して納骨できる墓所用地を提供しています。今後、これらの霊園をさらに有効活用し、適正な維持管理をしていくことが必要です。

なお、久保谷霊園については、平成24年度で全区画の使用者が決定し、詫間中央霊園のみ墓所用地の提供ができる状況となっています。

施策の体系



主要施策

2-6-1 斎場の整備・維持管理

南部地域の火葬場については、施設整備を計画的に進めていくとともに、整備後の適切な維持管理体制の確立を図ります。北部地域の火葬場については、引き続き地元協議を行っていきます。

2-6-2 墓地の供給・維持管理

市内の墓地の現状や市民ニーズを勘案し、詫間中央霊園における墓地供給に取り組んでいくとともに、両霊園の適正な維持管理に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
斎場の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	64.9	70.0
墓地の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	68.6	70.0

2-7. 土地の有効利用

目的と方針

住みたい、住んでみたい、選ばれる地“三豊”をめざし、土地利用関連法・関連計画等に基づき、計画的な土地利用を推進します。

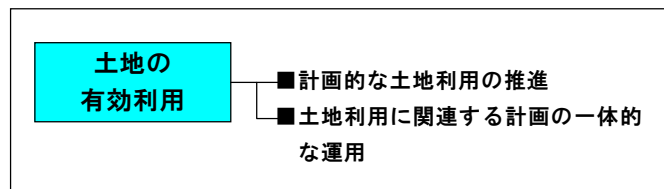
現状と課題

土地は、あらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。したがって、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

地球規模で環境保全の重要性が叫ばれる中、本市が持つ豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが大きな課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

地域発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、豊かな自然環境の維持、産業・経済の振興、観光振興、市民ニーズへの対応など、総合的な見地からバランスの取れた魅力ある地域形成を図るよう、計画的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-7-1 計画的な土地利用の推進

国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法に基づく各種計画の周知を図り、計画的な土地利用を推進します。

2-7-2 土地利用に関連する計画の一体的な運用

本市の土地利用の現状はもとより、社会・経済情勢の変化や市民ニーズの動向等を勘案し、「三豊市都市計画マスタープラン」や「三豊市農業振興地域整備計画」、「三豊市土地利用計画」などの土地利用に関連する計画の一体的な運用を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
土地の有効利用に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	40.7	50.0

市民等に期待すること

市 民	○土地は限られた地域資源であることを意識し、総合的な視点から有効な土地利用に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○土地利用関連法・関連計画等に基づき、総合的な視点から適正かつ有効な土地利用を行いましょう。

2-8. 住宅対策の推進

目的と方針

生活の安定と社会福祉の増進、快適・安全・安心な住まいづくりに向け、市営住宅の整備・改善を図るとともに、住宅・建築物の耐震化を促進します。

現状と課題

住宅は人々の生活の基盤であり、快適で安全・安心な住まいを供給することが重要な課題であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

住宅の中でも市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が、低廉な家賃で賃借することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されています。本市には 528 戸の市営住宅が建設されており、入居者が安全で快適な暮らしができるよう維持・管理・補修を行っています。

しかし、約 38% の住宅が耐用年数を超過しており、中には建築後 50 年以上経過した木造住宅もあります。

こうしたことから、市営住宅について、平成 20 年度に策定した「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び平成 25 年度に策定した「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、中長期的な視点から整備・改善を進めていく必要があります。

また、南海地震等の大規模地震の発生が予想される中、本市では、平成 23 年度に策定した「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化に関する支援を行っています。人的・経済的被害を軽減するため、今後とも継続して支援していく必要があります。

■建築年度別市営住宅の状況 (単位：戸)

建築年度	市営住宅戸数
昭和 30 年以前	6
昭和 31 年～40 年	35
昭和 41 年～50 年	197
昭和 51 年～60 年	112
昭和 60 年～平成 10 年	136
平成 11 年以降	42
市営住宅 計	528

資料：市住宅課（平成 25 年 3 月 31 日現在）

施策の体系

住宅対策の推進

- 市営住宅の整備・改善
- 住宅・建築物の耐震化の促進

主要施策

2-8-1 市営住宅の整備・改善

「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化の激しい市営住宅については、住替え・取り壊し等を推進し、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れた建替え・統合建替えを進めます。また、市民ニーズの動向や施設の適正管理・健全運営、財政状況等を総合的に勘案し、中長期的視点に立った市営住宅の整備・改善を推進します。

2-8-2 住宅・建築物の耐震化の促進

南海地震等の大規模地震に備え、「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する周知・啓発活動を行いながら、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
市営住宅バリアフリー化率	%	17.8	18.5
市営住宅老朽住宅保有率	%	38.1	36.0

2-9. 道路・交通網、港湾の整備

目的と方針

広域的アクセスを一層向上させ、様々な分野における市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、道路網の計画的な整備と公共交通機関の充実、港湾の整備を図ります。

現状と課題

道路・交通網は、人々の交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号が走り、南東部には、南北に国道 32 号が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道については、さぬき豊中インターチェンジ、三豊島坂ハーフインターチェンジを有しており、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

しかし、国道 11 号においては、豊中～観音寺間において慢性的な渋滞状況にあり、早期の 4 車線化が望まれてきました。そのような中、平成 20 年度に国道 11 号豊中観音寺拡幅事業が着手され、平成 23 年度からは市土地開発公社による代行用地取得事業を活用して、事業の進捗を図っています。

また、国道 32 号においても、猪ノ鼻峠付近で交通の難所が多く、猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備が望まれてきました。現在この早期供用に向けた事業が徳島県三好市側から着手されており、平成 31 年度末で整備が完成すれば、安全性が高く常時通行可能な道路が確保され、井川池田インターチェンジともスムーズな連絡が図られることとなります。

県道においては、歩行者の安全確保のため、通学路である路線の歩道整備事業が計画的に進められています。

市道においても、新設道路と歩道整備の事業進捗を図るため、国や県の補助事業を活用しています。

今後も、関係機関と連携し、国道から県道、市道に至るまで、市民にとってより一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていくことが必要となっています。

一方、公共交通機関については、J R 予讃線・土讃線が走り、

6つの駅を有するほか、市においてコミュニティバスを運行しています。

コミュニティバスは、平成19年9月から市内全域運行を開始し、通学や通院などの手段として広く市民に利用されています。今後も、市民ニーズや利用状況に応じて路線やダイヤの変更などの検討を行い、より多くの市民に利用されるコミュニティバスとしての運行を行う必要があります。

また、粟島、志々島の生活航路として運行されている離島航路についても、今後とも維持を図り、島民の交通手段を確保する必要があります。

さらに、本市では、県管理港湾2港及び市管理港湾6港の地方港湾の適正な維持管理・修繕を行い、港湾機能の充実を図ってきましたが、社会・経済情勢の変化等により国際貿易港である詫間港の貨物の取扱量が著しく低下しています。

今後は、各港湾の適正な維持管理・修繕を継続するとともに、社会・経済情勢の変化等を注視しながら、詫間港の利用促進について関係機関と協議を行う必要があります。

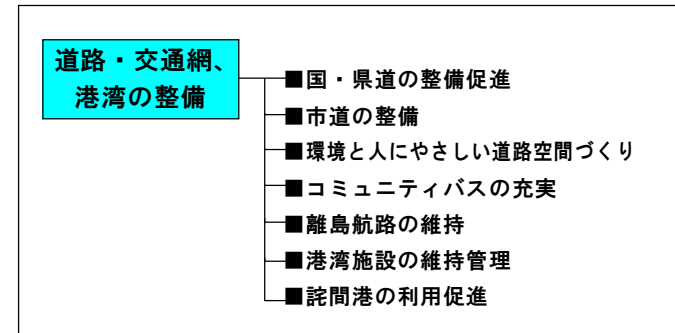
■市内の道路の状況

(単位：路線、m、%)

区 分	路線数	実延長	改良済		舗装済		歩道設置道路実延長
			延長	改良率	延長	舗装率	
高速自動車国道	1	10,992	10,992	100.0	10,992	100.0	—
国 道 (一般国道・指定区間)	2	19,423	19,423	100.0	19,423	100.0	14,200
国 道 (一般国道・指定区間外)	1	10,769	10,769	100.0	10,769	100.0	8,446
県 道 (主要地方道)	8	84,600	77,897	92.1	84,600	100.0	39,359
県 道 (一般県道・専用)	1	2,967	2,967	100.0	2,967	100.0	—
県 道 (一般県道・専用外)	20	108,111	93,903	86.9	108,111	100.0	34,485
市 道	2,531	1,058,830	521,072	49.2	949,242	89.7	38,265

資料：香川県道路現況表（平成24年4月1日現在）

施策の体系



主要施策

2-9-1 国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道11号の4車線化や国道32号猪ノ鼻道路の早期完成をはじめ、国・県道の整備を関係機関に働きかけていきます。

2-9-2 市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理と維持補修に努めます。また、「三豊市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の維持管理・修繕を行います。

2-9-3 環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応、高齢者や障がい者等の利便性・安全性を向上させるバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、環境と人にやさしいうおいのある道路づくりを進めます。

2-9-4 コミュニティバスの充実

コミュニティバスについて、市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、市民ニーズや利用状況に応じた路線やダイヤの変更などの検討を行い、利便性向上に努めます。

2-9-5 離島航路の維持

粟島、志々島地域の市民の生活航路である離島航路の維持を図り、島民及び来訪者の交通の利便性向上に努めます。

2-9-6 港湾施設の維持管理

各港湾施設の維持管理及び高潮対策や老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

2-9-7 詫間港の利用促進

詫間港について、関係機関と協議を行い、利用促進に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
市道改良済延長	m	521,072	525,572
市道における歩道設置延長	m	38,265	42,765
コミュニティバス年間乗車人数	人	324,994	360,000
離島航路年間旅客運送人数	人	78,993	70,000
港湾整備率	%	64.6	66.4

市民等に期待すること

市 民	○道路の破損状況などについて情報を提供しましょう。 ○身近な道路の維持管理・補修や沿道環境・景観の保全などに協力しましょう。 ○コミュニティバスや離島航路の利用頻度を高めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、道路の破損状況などについて情報を提供しましょう。 ○地域や団体、事業者は、身近な道路の維持管理・補修や沿道環境・景観の保全などに協力しましょう。

2-10. 情報化の推進

目的と方針

市民生活の質的向上と市全体の活性化に向け、市内全域に整備された光ファイバ網を利活用し、多様な分野における情報化を一層推進します。

現状と課題

インターネットの普及等により、情報通信環境が飛躍的に向上し、誰もがネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受信できる環境が実現しています。

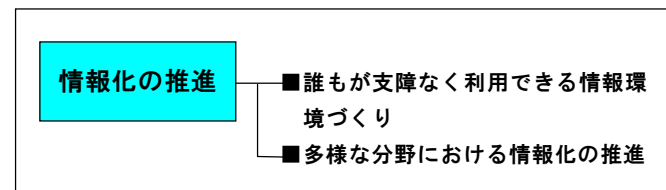
本市では、これまで懸案事項であった各地域間の情報通信格差の是正に向け、関係機関や通信事業者等との連携のもと、情報通信基盤の整備に取り組んできました。

平成 25 年度末には、市内全域に光ファイバ網が整備され、市民誰もが高速・大容量のインターネットを利用できる環境が実現しました。

今後、情報化は、自治体経営や地域活性化の社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されます。

このため、高齢者や障がい者を含め、誰もが支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、光ファイバ網を利活用した多様な分野における情報サービスの調査・研究及び提供に努め、市民生活の質的向上と市全体の活性化を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-10-1 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、誰もが支障なく情報環境を利用することができるよう、通信事業者との連携のもと、光ファイバ網の利用を促進するとともに、市民への情報化に関する学習機会の提供やサポート体制の充実に努めます。

2-10-2 多様な分野における情報化の推進

整備された光ファイバ網を利活用し、防災・防犯や保健・医療・福祉、教育・文化など多様な分野における情報サービスの提供について調査・研究し、その実現化に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
超高速ブロードバンドカバー率	%	56.8	100.0

市民等に期待すること

市 民	○光ファイバ網を利用しましょう。 ○情報環境を上手に活用するため、必要な知識や技能を習得しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者は、光ファイバ網を利用しましょう。 ○通信事業者は、光ファイバ網の利用促進及び多様な分野における情報サービスの提供に協力しましょう。

第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

3-1. 消防・防災体制の強化

目的と方針

東日本大震災の教訓や南海地震等の大規模地震の被害想定を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防・防災体制の一層の強化を図ります。

現状と課題

近年の地球温暖化に伴う異常気象により、集中豪雨や高潮災害が増加しています。また、今世紀前半にも発生すると予測されている南海トラフを震源とする大規模震災の脅威が迫っています。

過去の大地震等の教訓などから、山間地域、半島部、島しょ部を有する地形的条件を持ち、高齢化や過疎化が進む本市において、避難や救助が困難になることが想定されます。したがって、災害発生時には迅速な救助救出活動を行うとともに、要援護者に対する支援のあり方を関係機関との連携を図りながら検討する必要があります。

現在、災害時の非常用備蓄物資は目標量を確保していますが、県の南海地震による被害の2次想定では本市の避難者は11,000人で、避難所外を合わせると18,400人となっています。今後、この避難者数をもとに備蓄量を確保するかどうかが課題ですが、流通備蓄をうまく利用することも一つの手段と考えられます。

自主防災組織については、321組織が結成され、全体のカバー率は63.2%（前期基本計画策定時から結成根拠及び計算方法等が変更）となっています。自助・共助の精神に基づき、自治会単位または校区単位で活動し、情報班・避難誘導班・救出救護班等の役割分担を決め、防災訓練等を実施しています。

今後、地域防災力の向上を図るためには、自主防災組織の協力が不可欠であるため、さらなる自主防災の活動を促進することが求められています。

また、災害時の停電、有線電話の不通等の状況を考慮し、確実性の高い移動系防災行政無線の整備に取り組んでいくことが重

要です。

さらに、災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、消防団の育成強化や広域的な常備消防・救急体制の充実など、消防力の一層の強化も求められています。

また、本市では現在、防災・減災対策の拠点となる危機管理センターの整備を進めているほか、どのような危機が発生した場合においても、市民生活に密着した自治体としての機能を維持するため、平成25年度に「三豊市業務継続計画」を策定しました。

今後は、危機管理センターの整備を計画的に推進するとともに、「三豊市業務継続計画」に基づき、市の業務を継続するため体制整備を進めていく必要があります。

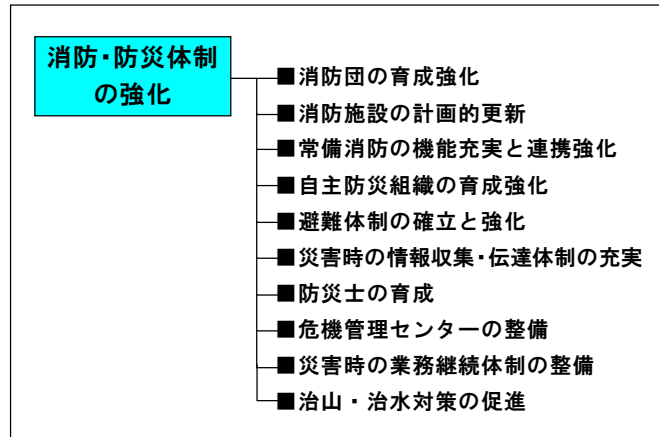
■消防団員の状況

（単位：人）

区 分	合計	団長	副団長	方面隊長	副方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
三豊市消防団	1,071	1	2	7	7	43	43	69	170	729
幹部会	17	1	2	7	7	-	-	-	-	-
高瀬方面隊	175	-	-	-	-	6	6	16	17	130
山本方面隊	153	-	-	-	-	5	5	18	18	107
三野方面隊	108	-	-	-	-	3	3	3	15	84
豊中方面隊	162	-	-	-	-	5	5	15	16	121
詫間方面隊	195	-	-	-	-	9	13	-	48	125
仁尾方面隊	94	-	-	-	-	6	7	7	21	53
財田方面隊	167	-	-	-	-	9	4	10	35	109

資料：市総務課（平成25年4月1日現在）

施策の体系



主要施策

3-1-1 消防団の育成強化

非常備の消防機関である消防団の運営や消防団員の活動を支えるための支援、近年の就業形態の変化に応じた消防団員の確保、組織編制の見直しに努めるとともに、訓練等の実施による消防団員の資質向上を図り、消防団の育成強化に努めます。

3-1-2 消防施設の計画的更新

災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、老朽化や能力不足等の状況に応じて消防施設や車両・移動通信設備・資機材の効率的・計画的な整備・更新を進め、非常備消防・常備消防の強化、消防水利の充実に努めます。

3-1-3 常備消防の機能充実と連携強化

市民の安全・安心の確保のために必要不可欠な常備消防について、広域的連携のもと、消防力の強化及び救急業務の充実を進めるとともに、消防団と常備消防との連携強化に努めます。

3-1-4 自主防災組織の育成強化

重点施策

隣近所で助け合う「共助」を基本とした自主防災組織の自治会単位でのさらなる組織化を促すとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成強化を図ります。

3-1-5 避難体制の確立と強化

重点施策

総合防災マップや津波ハザードマップ^{※14}を作成・配布するとともに、出前講座や広報活動を推進し、「自分の身は自分で守る」という防災意識の高揚に努めます。

また、関係機関との連携のもと、災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めるとともに、避難所開設時の資機材等を計画的に整備していきます。

3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実

重点施策

災害・危機事象の発生に対し、より迅速かつ的確な対応ができるよう、すでに市内全域に整備した防災行政無線に加え、移動系の防災行政無線の整備、情報集約機能・情報配信機能・被災者管理機能などを併せ持つ防災情報システムの整備を図ります。

3-1-7 防災士の育成

重点施策

「地域を守るのは地域の人」という考えのもと、防災士を育成し、自主防災組織と連携することで、災害により強いまちづくりにつなげていきます。

3-1-8 危機管理センターの整備

災害発生時において、速やかな初動体制の確保と被害の最小化を図るため、危機管理センターの整備を計画的に推進します。

3-1-9 災害時の業務継続体制の整備

災害等が発生し、人・物・情報・ライフライン等の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行えるよう、「三豊市業務継続計画」に基づき、業務を継続するための体制整備を行います。

※14 津波ハザードマップ…津波による被害を予測し、その被害範囲や避難所の位置等を地図上に示したもの

3-1-10 治山・治水対策の促進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、各種ハザードマップの公表と関係者への周知を行いながら、海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止など、治山・治水対策を促進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
消防団員数	人	1,065	1,091
自主防災組織率	%	63.0	73.0

市民等に期待すること

市 民	○自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ○防災訓練や出前講座等に参加し、防災知識・意識を高め、各家庭で実践しましょう。 ○各種ハザードマップ等で被害範囲や避難所の位置を確認しましょう。 ○災害発生時には、要援護者の避難支援に協力しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○消防団は、団員の確保や資質の向上等を進め、消防力の強化に努めましょう。 ○地域において、自主防災組織を立ち上げ、防災知識の普及や防災訓練の実施を通じ、組織の強化に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害発生時には、要援護者の避難支援及び物資提供・復旧活動等に協力しましょう。

3-2. 防犯対策の推進

目的と方針

防犯体制の強化を望む市民ニーズを踏まえ、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるため、関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進めます。

現状と課題

近年、犯罪の低年齢化、広域化が進むとともに、子どもや高齢者を狙った犯罪や、インターネット・電話を使った顔のみえない犯罪が増加しており、その手口も巧妙化しています。

本市では、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進や防犯灯の設置を行っています。

しかし、平成 24 年の犯罪発生件数は 537 件と依然として 500 件を超えており、また、市民アンケート調査・子どもアンケート調査の結果をみると、ともに防犯体制の強化を求める声が非常に強くなっています。

このため、今後も警察や防犯協会等との連携を一層強化しながら、市民の防犯意識の啓発や学校・自治会等の自主的な防犯活動の促進、防犯灯など防犯設備の充実を図り、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。

■犯罪発生件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
発生件数	542	480	575	542	537

資料：市総務課

施策の体系

防犯対策の推進

- 防犯体制の強化
- 防犯設備の充実

主要施策

3-2-1 防犯体制の強化

学校・自治会・事業者等による地域ぐるみの防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関・団体との連携を強化し、犯罪抑止のための啓発活動に努めます。

3-2-2 防犯設備の充実

夜間の犯罪を未然に防止するとともに通行の安全確保を図るため、市内危険箇所へのLED防犯灯の新設や既存防犯灯の維持管理、地域組織による修繕等の情報提供を行うとともに、緊急警報装置付防犯カメラの整備を県警に働きかけるなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりをめざします。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
犯罪発生件数	件	537	475

市民等に期待すること

市 民	○地域ぐるみの防犯活動に参画しましょう。 ○防犯意識を高め、家庭における身近な防犯対策を行いましょう。 ○危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者が一体となって、地域ぐるみの防犯活動を行いましょう。 ○地域や団体は、行政と連携し、犯罪抑止のための啓発活動を行いましょう。 ○地域や団体は、危険箇所の情報を行政に伝えましょう。

3-3. 交通安全対策の推進

目的と方針

交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみでの交通安全体制の確立・強化を進めます。

現状と課題

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その対策の強化が求められています。

本市では、関係機関・団体と連携し、交通安全運動や各種キャンペーンを実施し、ドライバーや通行者への注意喚起を行っているほか、学校や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めており、交通事故発生件数は減少傾向にあります。

また、高齢者の交通事故を減らすため、平成 24 年度から高齢者運転免許証自主返納支援事業に取り組んでいます。

交通安全施設については、地域の要望も踏まえながら、道路反射鏡や転落防止柵などの整備を進めています。

今後とも、関係機関・団体との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を計画的に推進し、地域ぐるみでの交通安全体制の確立・強化を進める必要があります。

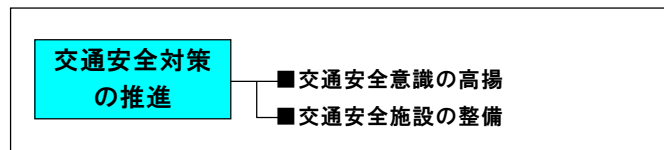
■交通事故の推移

(単位：件)

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
発生件数	702	644	688	662	614
死者数	4	8	6	9	8
負傷者数	897	815	886	857	754

資料：三豊警察署・観音寺警察署

施策の体系



主要施策

3-3-1 交通安全意識の高揚

交通安全対策協議会を中心に、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全運転管理者協議会などの関係機関・団体や地域組織等と密接に連携しながら、交通安全運動や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していくとともに、学校や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進します。

3-3-2 交通安全施設の整備

市内の事故多発箇所や通学路、地域から要望のあった箇所において、公安委員会及び関係機関と連携して交通安全施設の整備について検討していきます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
交通事故発生件数	件	614	500

市民等に期待すること

市 民	○交通安全教室に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ○高齢者は、免許証の自主返納について検討しましょう。 ○危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者が一体となって、地域ぐるみの交通安全運動や各種キャンペーンを行いましょう。 ○地域や団体は、危険箇所の情報を行政に伝えましょう。

3-4. 消費者対策の推進

目的と方針

市民の消費生活の安全・安心の確保に向け、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

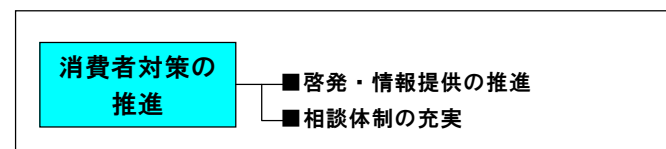
現状と課題

近年、規制緩和や高度情報化の進展、社会・経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが出現し、消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪徳商法による被害が急増しているほか、多重債務者^{※15}が増加し、大きな社会問題となっています。

このため、県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙等を通じた消費者への情報提供や消費生活の相談等により、消費生活の安全・安心の確保に努める必要があります。

施策の体系



※15 複数の金融機関から借入れをしている人

主要施策

3-4-1 啓発・情報提供の推進

県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用を行い、消費者トラブルの防止の啓発と消費生活情報の提供を図るとともに、各消費者団体の活動を促進し、消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

3-4-2 相談体制の充実

消費に関するトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者センターなど関係機関との連携を十分に行い、相談体制の充実に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
消費者相談件数	件	7	50

市民等に期待すること

市 民	○消費者意識・知識を高め、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。 ○トラブル発生時には、速やかに消費者相談を受け、早期解決に努めましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体間で消費生活情報を共有しましょう。 ○地域や団体は、啓発活動や情報提供等を行い、市民の消費者意識・知識を高めましょう。

第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）

4-1. 地域医療体制の確立

目的と方針

市民一人ひとりが安心して適切な医療を受けられるよう、公的医療機関の充実及び離島救急体制の支援に努めます。

現状と課題

医療の確保は、人々が健康な生活を営む上で必要不可欠なものであり、定住に密接に結びつく重要な要素です。

市内の医療機関数は、平成25年3月現在で70施設ありますが、医師数は107人で、人口10万人当たりに換算すると159.6人と県平均を大きく下回っています。

このうち市立の医療機関として永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所、栗島診療所があるほか、本市と観音寺市が組織する三豊総合病院が観音寺市にあり、それぞれ異なる運営形態ながら地域医療の拠点となっています。

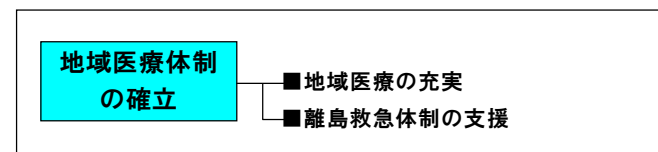
今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、地域に密着した医療従事者を確保するとともに、各医療機関の連携を一層強化し、地域医療体制を確立する必要があります。

■市内の医療施設の状況（単位：院、所、床）

病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
7	733	42	76	21	—

資料：市健康課（平成25年3月31日現在）

施策の体系



主要施策

4-1-1 地域医療の充実

重点施策

永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所、栗島診療所及び三豊総合病院の運営体制の強化及び相互の連携強化を進め、地域医療の充実を図ります。

4-1-2 離島救急体制の支援

離島における救急患者搬送に対する支援を行い、離島救急体制の維持・充実を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 （現況数値）	平成30年度 （目標数値）
市立の医療施設数	箇所	5	5
市立の医療施設の病床数	床	349	349

4-2. 健康づくりの促進

目的と方針

市民一人ひとりが健康寿命^{※16}を伸ばし、生活の質を向上させ、健康でいきいきと暮らせるよう、「三豊市健康増進計画」等の指針に基づき、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進します。

現状と課題

少子高齢化が急速に進み、医療費が増大する中、健康を増進するためには、64歳以下の死亡を予防する（早世予防）、要介護を減らす（介護予防）、医療費を減らす（医療費適正化）ことを柱に、保健・医療の実態を把握し、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

本市では、平成24年度に「三豊市健康増進計画」の見直しを行い、「自らの健康は自らが守る」をモットーに、最終年度を平成29年度として各分野における目標値を設定して計画的に取り組んでいます。

受診率が低下している健康診査については、平成24年度に策定した「第2期特定健康診査等実施計画」に基づく目標値に近づけるとともに、市民が健診結果を理解の上、特定保健指導を受けることで自己の健康管理を促していくことが必要です。

また、がん検診については、無料クーポン券の利用や実施医療機関との協力・連携により、見直し後の「三豊市健康増進計画」に掲げた受診率の目標値の達成に向けて、また、がんの早期発見と医療費の削減に向けて取り組む必要があります。

さらに、市民一人ひとりが生活習慣病等に対する知識を高め、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりが行えるよう、市全体で支援していくことが必要です。

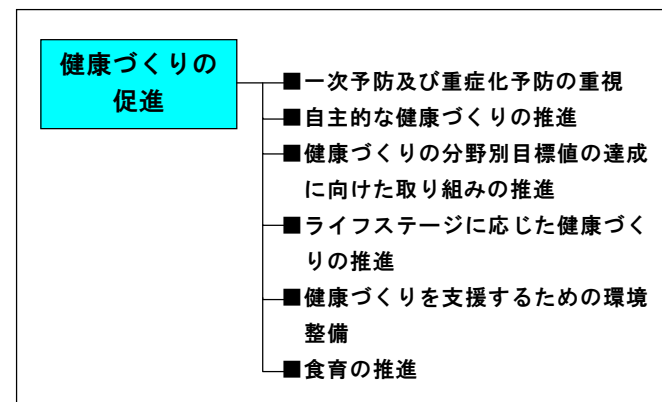
※16 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間

■医療機関受診者数（内臓脂肪症候群の判断基準とされる疾病）（単位：件、％）

区 分	高 血 圧		糖 尿 病		内分泌、栄養及び代謝の疾患	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
三豊市	9,610	14.7	3,453	5.3	3,579	5.5
香川県	125,400	13.4	46,278	5.0	42,389	4.5

資料：平成24年度香川県国民健康保険病類統計

施策の体系



主要施策

4-2-1 一次予防及び重症化予防の重視

これまでの健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の向上、改善を支援し、生活習慣病をはじめとする疾病の一次予防及び合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた取り組みを推進します。

4-2-2 自主的な健康づくりの推進

健康づくりに関する様々な知識の普及や意識の啓発等を通じ、市民一人ひとりが健康課題を明確にし、生活習慣を見直し、改善することができるよう支援します。

4-2-3 健康づくりの分野別目標値の達成に向けた取り組みの推進

重点施策

健康寿命の延伸と生活の質の向上の実現のため、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔の健康、こころの健康、喫煙・飲酒、生活習慣病・健康管理等の7分野 52 項目の目標値の達成をめざし、生活習慣の改善、生活習慣病の危険因子の減少、疾病の減少等に向けた取り組みを推進します。

4-2-4 ライフステージに応じた健康づくりの推進

子ども、成人、障がいのある人、高齢者などの対象別に、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

4-2-5 健康づくりを支援するための環境整備

社会全体での取り組みの重要性を踏まえ、家庭や地域、行政等が協力し、それぞれの役割において市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

また、市民の健康増進を図るための健康づくり施設において、民間手法による健康・体力づくりプログラムを提供します。

4-2-6 食育の推進

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に向け、伝統のある優れた食文化を継承するとともに、地域特性を生かした食生活に配慮し、食を通じて健康に至る食育を推進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
特定健康診査受診率	%	40.1	60.0
特定保健指導実施率	%	20.6	60.0
胃がん検診受診率	%	19.9	50.0
子宮頸がん検診率	%	35.0	50.0
乳がん検診率	%	37.7	50.0
肺がん検診受診率	%	38.3	50.0
大腸がん検診受診率	%	30.0	50.0
前立腺がん検診受診率	%	21.4	50.0
たくまシーマックス年間延利用者数	人	249,503	266,000

市民等に期待すること

市 民	○健康づくりに関する知識と意識を高め、自主的な健康づくりを行いましょう。 ○健康診査を定期的に受け、健診結果を健康づくりに生かしましょう。 ○家庭における食生活の改善に取り組みましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体において、自主的な健康づくりを行いましょう。 ○事業者は、従業員に定期的な健康診査の受診を促しましょう。 ○地域や団体が一体となって、食生活の改善に取り組みましょう。

4-3. 児童福祉・子育て支援の充実

目的と方針

子どもが健やかに成長し、生み育てやすいまちづくりを一層推進するため、「三豊市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多面的な子育て支援施策を総合的に推進します。

現状と課題

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、今後の経済活動や社会保障など社会全体への深刻な影響が懸念されています。本市における年少人口は、平成25年10月1日現在で8,129人と平成19年の8,733人から604人減少しており、今後もさらに減少することが予測されています。このような少子化傾向に歯止めをかけ、まちの活力を維持するため、子どもを生み育てやすい環境の整備が求められています。

現在本市には、市立の保育所10施設があり、通常保育のほか、一時保育を実施しており、市内3地域で地域子育て支援センター事業を実施しています。

また、仕事と子育ての両立支援を目的とした放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業^{※17}などを実施しています。

今後は、平成24年度に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子育て支援の充実を図りながら、妊娠・出産から子どもの成長に応じた総合的な子育て支援施策を講じることが求められています。

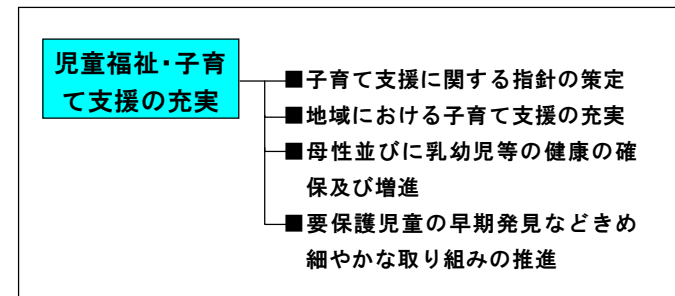
※17 ファミリー・サポート・センター事業…子育てを援助してほしい人と援助したい人を会員として、子育てを支え合う事業

■年少人口（15歳未満）の推移 （単位：人）

区 分	総 数	男	女
平成12年	9,997	5,092	4,905
平成17年	8,920	4,525	4,395
平成19年	8,733	4,351	4,382
平成22年	8,346	4,200	4,146
平成25年	8,129	4,108	4,021

資料：平成12・17・22年は国勢調査、平成19・25年は香川県人口移動調査（各年10月1日現在）

施策の体系



主要施策

4-3-1 子育て支援に関する指針の策定

子ども・子育て関連3法に基づき、市の実情に即した子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市子ども・子育て支援事業計画」の策定を図ります。

4-3-2 地域における子育て支援の充実

重点施策

保護者が持つ子育ての責任への不安や負担をやわらげるよう、子どもの育ちと子育てを地域やそれぞれの団体が協働して支える体制をめざし、保育サービスや地域子育て支援センター事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとする支援サービスの充実を図ります。

4-3-3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

重点施策

母子保健事業をはじめ、食育の推進、思春期保健対策の充実等、子育て家庭の健康の確保及び増進に努めます。

4-3-4 要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進

重点施策

母子家庭等のひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援、児童虐待の防止及び早期発見など、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
一時預かり事業実施箇所数	箇所	2	4
休日保育事業実施箇所数	箇所	0	1
地域子育て支援センターの利用者数	人	27,205	30,000
予防接種率	%	67.0	70.0

市民等に期待すること

市 民	○子育て支援サービスを効果的に利用し、育児に関する不安や負担の軽減、知識の向上、仲間づくり等を行いましょう。 ○母子保健事業等を効果的に利用し、母子の健康の確保に努めましょう。 ○児童虐待の発見・連絡等に協力しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体は、身近な子育て支援活動を行いましょう。 ○地域において、児童虐待の発見・連絡等を行いましょう。 ○事業者は、子育てしやすい就労環境を整えましょう。

4-4. 高齢者福祉の推進

目的と方針

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、また、支援や介護が必要になっても安心して生活できるよう、地域包括ケア※18の実現に向けた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

わが国の高齢化は、世界に例をみない速度で進んでおり、今後も、団塊の世代が高齢期を迎えることにより、高齢化率がさらに上昇することが予想されています。

本市における 65 歳以上の人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在 21,583 人で、総人口に対する比率が 32.3%と本格的な超高齢社会を迎えました。特に 75 歳以上の後期高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。

このような状況の中で、長い高齢期を健康に過ごせるよう介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になった時にも、住み慣れた地域や家庭で安定して暮らせるよう在宅福祉サービス・介護サービスの充実や高齢者福祉施設・介護施設の充実を図る必要があります。また、核家族化の進行などにより、高齢者だけの世帯、ひとり暮らし世帯も増加している中、こうした世帯等を元気な高齢者をはじめとする地域のボランティア等で見守る体制を確立するとともに、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業に取り組む必要があります。

また、地域における尊厳あるその人らしい主体的な生活の継続を実現することを可能にするため、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を行う一つの方法として、「地域ケア会議」を開催し、関係機関のさらなる連携を図っていく必要があります。

さらに、豊かで活力ある高齢社会を築くためには、高齢者自身が社会的な役割を担うことが重要になってきます。就労、老人クラブ活動、ボランティア活動、生涯学習活動などを通して、長い間培ってきた豊富な技術・知識・経験を生かせる場を提供しつつ、生きがいを持って地域社会に貢献できるような体制を整備していくことが求められています。

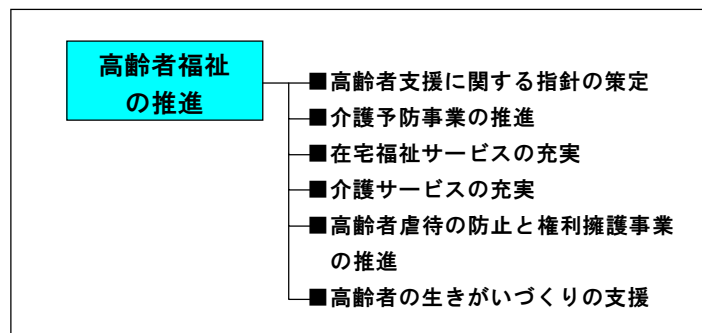
※18 地域包括ケア…介護・予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを有機的かつ一体的に提供する包括的な支援の仕組み

■ 老年人口（65歳以上）の推移 （単位：人）

区 分	総 数	男	女
平成 12 年	18,970	7,928	11,042
平成 17 年	20,006	8,323	11,683
平成 19 年	20,353	8,454	11,899
平成 22 年	20,623	8,632	11,991
平成 25 年	21,583	9,225	12,358

資料：平成 12・17・22 年は国勢調査、平成 19・25 年は香川県人口移動調査（各年 10 月 1 日現在）

施策の体系



主要施策

4-4-1 高齢者支援に関する指針の策定

市の実情に即した高齢者支援施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定を図ります。

4-4-2 介護予防事業の推進 重点施策

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった時にも悪化の防止と改善を図り、できる限り地域において自立した生活が営めるよう介護予防事業を推進します。

4-4-3 在宅福祉サービスの充実

高齢者を地域ぐるみで支え、住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある安定した生活が営めるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。

4-4-4 介護サービスの充実

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、自立した生活が営めるよう居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めます。

4-4-5 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、虐待を早期に発見し、迅速な対応、適切な指導・助言により防止に努めるとともに、成年後見制度の利用等、権利擁護制度の推進を図ります。

4-4-6 高齢者の生きがいのづくりの支援

老人クラブ活動の支援やボランティア活動への参画促進、シルバー人材センターの運営支援などを行い、高齢者の生きがいのづくりや社会参加を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
地域支援事業参加者数（二次予防事業）	人	268	300
シルバー人材センター会員数	人	699	880

市民等に期待すること

市 民	○介護予防事業を効果的に利用し、要介護状態等にならないように努めましょう。 ○在宅福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。 ○技術・知識・経験を生かし、老人クラブ活動やボランティア活動、シルバー人材センターなどに参画しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域において、高齢者虐待の発見・連絡等を行いましょう。 ○地域や団体において、高齢者の技術・知識・経験が生かせる場や機会をつくり、活動しましょう。

4-5. 障がい者福祉の推進

目的と方針

障がい者が地域社会の一員として自立し、安心していきいきと暮らせるよう、障害者総合支援法等に基づく各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに一人の人間として尊重され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会を実現することは、市民すべての願いです。

本市の障がい者数は、平成 24 年度末現在で、身体障害者手帳所持者 3,154 人、療育手帳所持者 456 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 196 人となっており、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

本市ではこれまで、時代の変化や障がい者の多様なニーズに対応し、障がい者施策の総合的、計画的な推進を図るため、「三豊市障害者計画・障害福祉計画」を策定して取り組んできました。

しかし、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、障がい者を支える介護者の高齢化が進んでいるほか、障がい者の就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者施策の一層の充実が求められています。

このような中、平成 25 年度から障害者総合支援法が施行され、基本的人権の尊重が明記されたほか、難病患者等が支援の対象に加われました。また、地域生活支援事業の内容も増えています。これにより、障がい者に対する理解を深める研修・啓発、そして意思疎通支援を行う者を養成する補助事業が行えるようになりました。また、地域移行（施設から在宅への移行）が重視され、同時に保護施設や矯正施設退所者等の支援が拡大されました。

今後は、障害者総合支援法等を踏まえた各種施策を総合的、計画的に推進し、障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

■身体障害者手帳所持者の状況（年齢階層別）（単位：人）

0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	総数
6	40	8	44	64	117	213	260	343	2,059	3,154

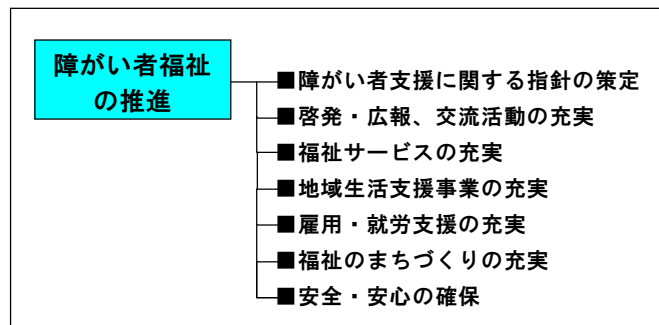
資料：市福祉課（平成25年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者の状況（等級別）（単位：人）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
849	399	606	873	207	220	3,154

資料：市福祉課（平成25年3月31日現在）

施策の体系



主要施策

4-5-1 障がい者支援に関する指針の策定

障がい者の視点と障害者総合支援法等に基づき、市の実情に即した障がい者施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）」の策定を図ります。

4-5-2 啓発・広報、交流活動の充実

広報やホームページなどを活用し、市民の障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、障がい者や障がい者団体などと連携し、様々な機会を通じて障がい者に対する市民意識の高揚を図ります。

また、障がい者が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、交流や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。

4-5-3 福祉サービスの充実

障がい者が施設入所から在宅生活へ移行し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各種の福祉サービスを提供し、障がい者の福祉の増進を図ります。

4-5-4 地域生活支援事業の充実

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制を充実させ、地域の特性や利用者の状況に対応したサービスの提供や各種事業を実施します。

また、福祉年金支給事業、重度心身障害者医療費支給事業及び精神障害者医療費支給事業などの医療費助成制度の周知に努め、障がい者及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

4-5-5 雇用・就労支援の充実

ハローワーク等と連携し、国、県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度について、広報などを活用して周知を図ります。そして就労を希望する障がいのある人が、それぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援を行います。

4-5-6 福祉のまちづくりの充実

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレの設置、公共施設等のバリアフリー化など、障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

4-5-7 安全・安心の確保

障がい者や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。また、民生委員・児童委員と連携し、地域における要援護者対策を支援します。

また、判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業について、社会福祉協議会と連携して普及、啓発します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
自立支援給付費利用者数（延べ）	人	7,668	7,750
介護・訓練等給付費利用者数（延べ）	人	7,379	7,450

市民等に期待すること

市 民	○障がい者に対する理解や福祉意識を高め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○各種福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体は、市民の障がい者に対する理解や福祉意識の高揚に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○事業者は、障がい者の雇用拡大に努めましょう。 ○地域や団体が一体となって、災害時における障がい者の救助・安否確認活動等を行いましょう。

4-6. 生活困窮者の自立支援

目的と方針

生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援するため、生活保護制度の適正な運用を図ります。

現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市における生活保護の状況は、平成 25 年 4 月現在で 240 世帯、被保護人員が 321 人となっており、被保護世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯が 40.4%、傷病世帯が 26.3%、障がい者世帯が 12.5%、母子世帯が 2.5%、その他の世帯が 18.3%となっています。保護率は、4.8‰（パーミル^{※19}）で全国の約 4 分の 1、県の約 3 分の 1 と低い率で推移しています。

しかし、地方における景気回復の遅れなどを背景に、依然として雇用環境が厳しい状況にあり、その他の世帯数が平成 18 年度の 2.8 倍に増加しています。また、近年、傷病世帯・障がい者世帯や高齢者世帯の増加により生活困窮者が増加傾向にあります。

このような状況下における生活保護制度の運用にあたっては、最低限度の生活を保障するのみならず、福祉事務所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を通じて、低所得者層の生活状況を的確に把握し、他施策の積極的な活用や関係機関との連携を図り、困窮の程度に応じた適切な援護を行う必要があります。

また、悩み事の相談や生活指導を行い、就労指導等による自立を支援する取り組みを充実させることが必要です。

■生活保護世帯数

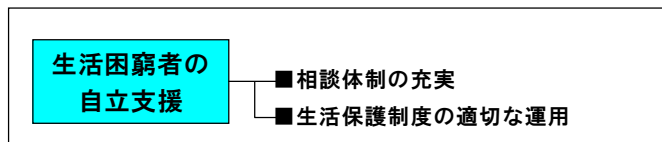
（単位：世帯）

高齢者世帯	傷病世帯	障がい者世帯	母子世帯	その他の世帯	合 計
97	63	30	6	44	240

資料：市福祉課（平成 25 年 4 月 1 日現在）

※19 パーミル…1,000 分の 1

施策の体系



主要施策

4-6-1 相談体制の充実

低所得者等を対象に、民生委員・児童委員による「くらしの相談」を開催し、適切な生活指導、相談事業を行います。

4-6-2 生活保護制度の適切な運用

生活保護制度を適切に運用するため、保護の実態と動向を的確に把握していくとともに、被保護世帯の生活の安定を図るため、適正な生活保護制度の運用による援護施策の実施に努めます。

また、医療機関やハローワークとの連携を充実させるとともに、自立支援プログラム^{※20}を推進し、被保護者の自立促進を図ります。

市民等に期待すること

市 民	○生活困窮者等は、相談事業や援護施策を効果的に利用し、生活の安定と自立に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、生活困窮者等の生活の安定と自立を支援する取り組みに協力しましょう。

※20 自立支援プログラム…被保護者の実態に応じ、自立支援の具体的内容や実施手順等を定めたもの

4-7. 地域福祉の推進

目的と方針

すべての市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安心して暮らせるよう、「第2期三豊市地域福祉計画」に基づく各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化により、地域社会における連帯感や市民相互の助け合いの意識が薄れています。また、これらを背景に、高齢者等の孤独死や所在不明といった問題が発生し、大きな社会問題となっています。

これからの地域福祉には、障がいの有無や年齢にかかわらず、個人が人としての尊厳を持ち、家庭や地域の中で生活を送れるよう、市民との協働のもとに自立を支援していくことが強く求められています。

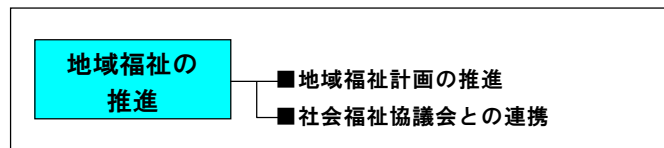
この視点から本市の状況をみると、地域を自分たちでよくしていこうという意識が芽生えつつあり、このような意識をさらに育てていくことが重要になっています。

市民が地域で活発な交流を持ち、相互に助け合い、支え合う社会を形成するためには、今後、地域住民の地域福祉への理解と協力の促進を図る必要があります。また、一人ひとりが地域福祉の担い手となり、福祉の心を持って生活していくには、幼い頃から体験や交流を通じてやさしい心を育み、福祉に対する理解や関心を高めることが大切です。

さらに、三豊市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や福祉教育などを通じて人的資源を掘り起し、指導的な役割を果たす人材として育成していくことが重要です。

地域における市民生活の課題を明らかにするとともに、社会情勢の変化に対応しながら、支援を必要とする人や家族だけでなく、すべての市民がともに支え合う地域福祉を推進していくことが求められます。

施策の体系



主要施策

4-7-1 地域福祉計画の推進

地域福祉計画の推進にあたっては、地域住民が主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組むよう、地域福祉活動に対する市民の理解を深め、市民参加を促すための広報・啓発活動等を積極的に行います。また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉関係機関・団体と行政が互いに協働して役割分担していくとともに、豊かな地域資源の有効活用や地域のよさを見直し、様々な工夫を行いながら効果的かつ継続的な計画の推進に努めます。

4-7-2 社会福祉協議会との連携

地域住民の積極的な参加による子育て支援や障がい者に対する支援、ひとり暮らし高齢者に対する支援などの活動を推進します。

また、ボランティア活動に関する体験や研修の機会を提供し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりなど気軽に参加できる環境づくりに努めるとともに、福祉ボランティアの育成や活動支援を行います。

さらに、児童・生徒のボランティアに関する意識啓発や体験学習など、学校教育における福祉教育の充実を図るとともに、世代を越えた交流活動の推進に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
ボランティア団体等登録者数	人	4,364	4,500

市民等に期待すること

市 民	○福祉意識を高め、地域福祉の担い手として、福祉活動やボランティア活動等に参画しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、市民の福祉意識の高揚やボランティアの育成に努めるとともに、地域における福祉ネットワークの形成を促進しましょう。 ○事業者は、地域における福祉ネットワークの形成に参画し、高齢者や障がい者などに対する支援活動を行いましょう。

4－8．社会保障制度の健全運営

目的と方針

市民が健康な生活を維持し、老後に不安のない人生を送ることができるよう、国民健康保険や介護保険、国民年金などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

本市の平成25年4月の加入状況をみると、世帯数が10,133世帯、被保険者数が17,760人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が急激に増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあります。今後は、保険者の都道府県への移行など、国の社会保障制度改革も踏まえながら、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

平成20年4月からはじまった後期高齢者医療制度は、高齢者医療を進めるために、75歳以上の人々の医療を国民みんなが支える仕組みとして導入されました。

平成25年3月の被保険者数は12,588人となっており、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みや、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など高齢者の生活を支える医療をめざして運営されています。

また、本市の介護保険事業の状況は、平成25年3月現在で第1号被保険者数が21,541人、要介護等認定者数が4,030人、サービス受給者数が3,442人となっており、介護保険制度創設当初の平成12年度と比較すると、第1号被保険者数は11.3%、要介護等認定者数は92.2%、サービス受給者数は148.7%の増と、制度が市民に浸透したため、大幅に増加しています。団塊の世代が高齢期を迎え、今後もさらに増加を続けるものと予想され、併せて介護給付費の増加も確実視されています。

こうした介護給付費の動向は、介護保険財政に重大な影響を及ぼすものであり、最近の介護給付費は人口の高齢化、介護保険制度の普及も相まって年間5%～6%程度増加しており、介護給付

費の適正化を徹底的に推進していく必要があります。

一方、国民年金制度は、すべての国民を対象に、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度であり、人々の生活に必要な不可欠なものです。

平成24年度末現在の第1号被保険者数は7,861人となっていますが、年々減少傾向にあります。全国的に少子高齢化に伴う年金支給に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代にとっても老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

■国民健康保険税の収納状況

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
国民健康保険税	1,887,287	1,550,508	82.2	1,995,114	1,657,369	83.1
医 療	1,409,219	1,143,309	81.1	1,515,298	1,255,133	82.8
現年課税分	1,148,145	1,097,806	95.6	1,274,105	1,213,794	95.3
滞納繰越分	261,074	45,503	17.4	241,193	41,339	17.1
後 期	328,138	288,660	88.0	327,374	281,562	86.0
現年課税分	295,168	282,310	95.6	288,417	274,786	95.3
滞納繰越分	32,980	6,350	19.3	38,957	6,777	17.4
介 護	149,930	118,539	79.1	152,442	120,673	79.2
現年課税分	120,299	113,572	94.4	123,438	116,049	94.0
滞納繰越分	29,631	4,967	16.8	29,004	4,624	15.9

資料：市税務課

■介護給付・予防給付費 (単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給付費 計	4,750,348	5,153,113	5,388,972	5,618,972	5,930,243
居宅介護（支援）サービス	1,720,443	1,900,489	2,096,825	2,311,436	2,465,209
訪問通所サービス	1,180,53	1,280,611	1,411,423	1,510,918	1,618,013
短期入所サービス	166,534	182,521	206,083	259,207	261,639
その他の単品サービス	348,926	407,896	449,658	507,512	546,555
福祉用具購入費	5,187	4,692	5,458	6,728	8,116
住宅改修費	19,273	24,769	24,204	27,071	30,886
地域密着型サービス	404,122	458,197	488,757	560,506	606,903
認知症対応型通所介護	121,785	142,044	145,008	144,265	130,848
認知症対応型共同生活介護	252,260	264,449	272,543	313,370	326,797
その他	30,078	51,704	71,206	102,821	149,258
施設介護サービス	2,625,784	2,794,427	2,803,390	2,747,031	2,858,131
介護老人福祉施設	1,062,465	1,091,108	1,086,478	1,109,674	1,219,269
介護老人保健施設	954,996	1,044,801	1,093,403	1,036,974	1,045,932
介護療養型医療施設	608,323	658,518	623,508	600,383	592,930

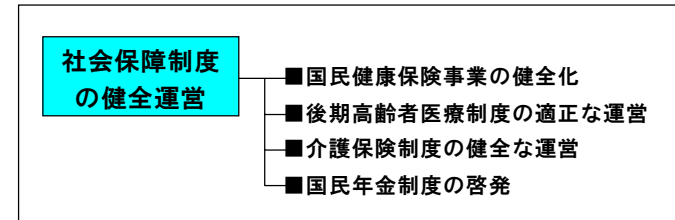
資料：市介護保険課

■国民年金の被保険者の状況 (単位：人)

区 分	第 1 号被保険者			第 3 号 被保険者	免除被保険者数		
	強制加入	任意加入	付 加		法定免除	申請免除	学生納付特例
平成 20 年度末	9,190	99	693	4,061	549	1,300	753
平成 21 年度末	8,871	108	610	3,883	548	1,226	756
平成 22 年度末	8,359	101	584	3,776	540	1,046	754
平成 23 年度末	8,148	96	542	3,692	542	1,073	734
平成 24 年度末	7,861	87	478	3,620	542	1,164	694

資料：市市民課（事業年報より）

施策の体系



主要施策

4-8-1 国民健康保険事業の健全化

生活習慣病予防の推進や、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト^{※21}点検調査の充実や健康維持に関する広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進、ジェネリック医薬品^{※22}の利用促進などに努め、医療費の抑制に努めます。

4-8-2 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度について、広域的連携のもと、制度周知を図りながら、適正な運営に努めます。

4-8-3 介護保険制度の健全な運営

介護保険の関係事業者・団体との連携を強化し、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めるとともに、介護予防及び居宅介護を重視した介護保険制度の健全な経営と円滑な運営を図るため、増加を続ける介護給付費の適正化等を積極的に推進します。

※21 レセプト…診療報酬請求明細書

※22 ジェネリック医薬品…後発医薬品。新薬の特許期間終了後に発売され、同等の成分・効き目で比較的安価である

4-8-4 国民年金制度の啓発

国民年金制度への加入・変更・免除などの各種届出と給付に関する請求書などの受理・審査関連事務を行うとともに、国民年金制度についての正しい知識と認識を深めていくため、日本年金機構善通寺年金事務所との連携のもと、制度についての広報・啓発活動や年金相談の充実に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
要介護等認定者数 (率)	人 (%)	4,030 (18.7)	4,200 (18.0)
国民年金相談実施回数 (人)	回 (人)	12 (200)	12 (250)
国民年金啓発実施回数	回	12	12

市民等に期待すること

市 民	○医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用に努めましょう。 ○国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度についての知識と認識を深め、正しい制度利用に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。 ○事業者は、充実した介護サービスの提供に努めるとともに、介護給付費の適正化等に協力しましょう。

第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

5-1. 幼稚園教育の充実

目的と方針

幼児が生涯にわたる人格形成の基礎を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、施設の整備や教育内容の充実をはじめ、総合的な幼稚園教育環境の充実に努めます。

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであり、幼児の健やかな成長のための良好な環境の整備が求められています。

平成 25 年 5 月現在、本市には、幼稚園 21 園（うち 2 園休園）があり、1,145 人の園児が在園しています。園児一人ひとりに応じた教育を進めるために、1 学級の幼児数の引き下げ（3 歳児 20 人、4・5 歳児 30 人（文科省省令 35 人以下））や、支援の必要な幼児には支援のための職員を配置するなど特別支援教育にも取り組んでいます。また、近年の少子化・核家族化及び女性の社会進出の拡大などにより、子育て支援としての預かり保育を全園で実施しています。

しかし、施設面では、園児数が 250 人に近い大規模園や、10 人以下の小規模園があるなど、規模的な格差がみられるほか、老朽化が進んでいる園もみられます。

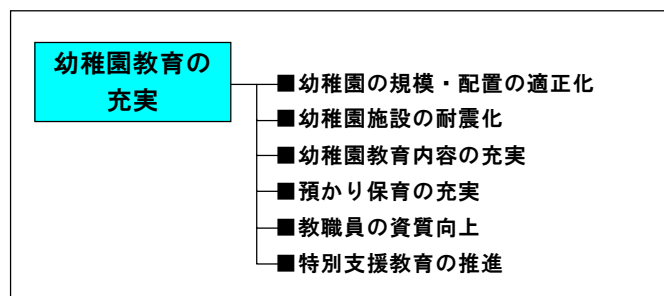
今後は、すべての園児が安全でよりよい環境の中で教育を受けられるよう適正規模・適正配置と施設整備を併せて検討するとともに、教職員の資質向上や家庭、小学校、地域との連携強化をさらに進め、幼稚園教育の充実を図る必要があります。

■市立幼稚園の状況 (単位：園、学級、人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
園 数	21	21	21	21	21	21
学級数	75	75	73	73	70	69
園児数	1,287	1,287	1,226	1,170	1,140	1,145

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の体系



主要施策

5-1-1 幼稚園の規模・配置の適正化

よりよい教育環境を整備し、充実した幼稚園教育等の実現に資するため、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の答申を受けて策定した「三豊市立学校再編整備基本方針」に基づき、保護者及び地域住民の理解と協力のもと、幼稚園の再編整備について協議・検討を進めていきます。

5-1-2 幼稚園施設の耐震化

幼児の教育活動の場である幼稚園施設の非構造部材^{※23}の耐震化を図り、幼児等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。

5-1-3 幼稚園教育内容の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、家庭、小学校、地域との連携強化のもと、幼稚園における教育内容の充実に努めます。

5-1-4 預かり保育の充実

家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、通常教育時間終了後、預かり保育を行います。

5-1-5 教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

5-1-6 特別支援教育の推進

L D^{※24}、A D H D^{※25}、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する幼児が在籍する幼稚園に特別支援教育支援員を配置し、必要な支援を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
幼稚園非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0

※23 非構造部材…建物本体（構造体）以外の天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚など

※24 L D…学習障がい

※25 A D H D…注意欠陥・多動性障がい

市民等に期待すること

市 民	○幼稚園の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○学校、家庭及び地域が一体となって、お互いが深く関わり合いを持ちながら、子どもを見守り育てていく教育環境をつくりましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、幼稚園の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○地域や団体は、知識や技能を生かし、幼稚園の教育活動を支援しましょう。

5-2. 学校教育の充実

目的と方針

児童・生徒が生きる力を身につけ、未来の本市を担う人材として成長していくことができるよう、教育内容の充実や施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

現状と課題

子どもたちが、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけることが求められています。さらに自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身につけ、未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

国では、教育基本法や学校教育法の改正、これに伴う学習指導要領の改訂等を行い、教育の再生に向けた取り組みを進めています。

本市では、小・中学校を通じて教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した英語教育をはじめとする教育内容の一層の充実、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっています。このような問題への対応には、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの教育が求められています。

また、支援の必要な児童・生徒には支援職員を配置するなど特別支援教育の推進が必要になっています。

学校施設については、平成25年5月現在、小学校26校（うち1校休校）、市立中学校7校（うち1校休校）、組合立中学校1校があり、小学校児童数は3,466人、中学校生徒数は2,073人となっています。

本市では、快適で安全な教育環境づくりのため、学校規模・配置の適正化について検討を重ねてきました。これまで、平成22年度に設置された「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」

の答申を受け、平成 23 年度に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定し、現在、その中の初期 10 年間の計画に基づき、山本・詫間・仁尾・財田地区の学校再編整備を進めています。

山本地区は町内 4 校を統合して 1 校に、財田地区は町内 2 校を統合して 1 校とし、新たに小学校を建設して平成 28 年 4 月に開校を予定しています。詫間・仁尾地区については既存の小学校との統合を予定しており、箱浦地区については平成 26 年 4 月に詫間小学校との統合をめざし協議を進めています。

今後は、これらの取り組みを計画的に進めていくとともに、老朽化した校舎・体育館の改修整備や耐震補強工事等（非構造部材を含む）についても引き続き進めていく必要があります。

学校給食施設については、平成 25 年 4 月現在、学校給食センターが 6 箇所、単独調理校（園）が 8 校あります。食育や地産地消が推進される中、安全・安心な給食づくりのため、引き続き学校給食体制の充実を図る必要があります。

また、施設・設備の老朽化等に対応するため、市内 2 箇所に新たな学校給食センターを建設する予定ですが、平成 28 年 4 月の供用開始をめざし、事業を計画的に進めていく必要があります。

■小学校の状況 (単位：校、学級、人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数	26	26	26	26	26	26
学級数	202	198	199	202	203	207
児童数	3,705	3,678	3,664	3,588	3,559	3,466

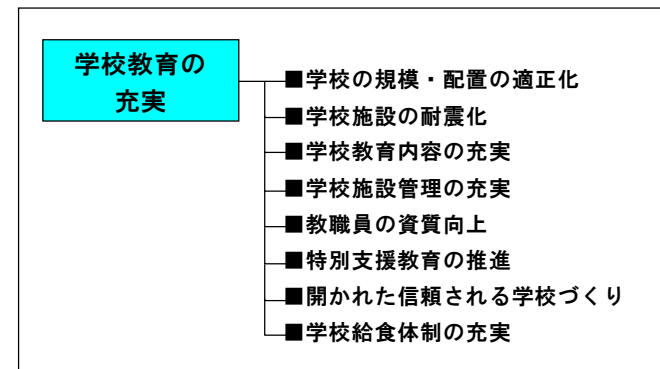
資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

■中学校の状況 (単位：校、学級、人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数	9	9	9	8	8	8
学級数	82	80	79	77	78	80
生徒数	2,198	2,146	2,031	2,071	2,066	2,073

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

施策の体系



主要施策

5-2-1 学校の規模・配置の適正化

重点施策

よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の答申を受けて策定した「三豊市立学校再編整備基本方針」の初期 10 年間の計画に基づき、保護者及び地域住民の理解と協力のもと、小学校の再編整備を計画的に進めていきます。

また、老朽化した施設については、大規模改修等による長寿命化対策を講じるなど、今後の学校再編整備計画と併せて整備していきます。

5-2-2 学校施設の耐震化

重点施策

児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設の建物本体（構造体）及び非構造部材の耐震化を図り、児童・生徒等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。

5-2-3 学校教育内容の充実

重点施策

小・中学校間及び家庭、地域との連携強化のもと、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成を重視した教育内容の充実に努めます。

5-2-4 学校施設管理の充実

小・中学校において、安全、快適な教育環境の管理を行います。

5-2-5 教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

5-2-6 特別支援教育の推進

LD、ADHD、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する児童・生徒が在籍する学校に特別支援教育支援員を配置し、必要な支援を行います。

5-2-7 開かれた信頼される学校づくり

学校・家庭・地域が連携・協力しながら一体となって子どもの成長を担っていくため、積極的な情報公開を行い保護者や地域住民、学校評議員等の意向を把握・反映するとともに、その協力を得て地域に開かれた学校づくりを進めます。

5-2-8 学校給食体制の充実

安全・安心な食材を確保するために、地産地消を目標に、地元農業者との連携を図り、品質がよく、安価な食材の確保に努力します。

また、現在のセンター方式と自校調理場方式で行われている本市学校給食調理体制の見直しを図り、無駄のない効率的な運営をめざします。

さらに、新学校給食センター(2箇所)の建設に向け、事業を計画的に進めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
小学校校舎耐震化率	%	96.4	100.0
小学校体育館耐震化率	%	95.7	100.0
小学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0
中学校校舎耐震化率	%	91.7	100.0
中学校体育館耐震化率	%	83.3	100.0
中学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0
学校給食における地場産物 使用率	%	39.9	45.0

市民等に期待すること

市 民	○小・中学校の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○学校、家庭及び地域が一体となって、お互いが深く関わり合いを持ちながら、子どもを見守り育てていく教育環境をつくりましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、小・中学校の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○地域や団体は、知識や技能を生かし、小・中学校の教育活動を支援しましょう。

5-3. 生涯学習社会の形成

目的と方針

市民一人ひとりが大切な人財^{※26}、となり、全世代の市民力で地域と社会の発展を支える生涯学習社会の実現をめざし、「三豊市生涯学習推進計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を進めます。

現状と課題

一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

本市では、このような生涯学習の理念に基づき、平成 22 年度に、生涯学習の活動指針として「三豊市生涯学習推進計画」を策定し、これに基づく各種施策を推進してきました。

本計画は、市民一人ひとりが生涯にわたって学習・スポーツ・文化芸術・健康増進・生きがいづくりなどに自発的に取り組む環境を整備するとともに、学習・活動で得た知識・能力を有する貴重な人財として地域の環境向上や活性化に貢献する仕組みづくりをめざすものです。

今後とも、本計画に基づき、また見直しを行いながら、市民のニーズに即した特色のある学習環境づくりを進めていく必要があります。

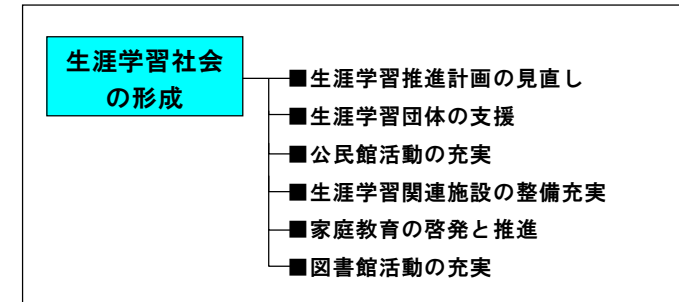
■公民館等利用の推移（社会教育団体利用含む）（単位：回、人）

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	回 数	延人数	回 数	延人数	回 数	延人数	回 数	延人数	回 数	延人数
市公民館 計	10,920	194,602	11,234	191,878	12,672	205,133	12,777	178,089	12,802	206,658
公民館利用計	3,739	79,523	3,781	73,905	4,657	83,880	3,769	45,289	3,781	48,018
公民館分館利用計	7,181	115,079	7,453	117,973	8,015	121,253	9,008	132,800	9,021	158,640

資料：市生涯学習課

※26 人財…「人を貴重な財産としてとらえる」という意味の造語

施策の体系



主要施策

5-3-1 生涯学習推進計画の見直し

本市の実情に即した生涯学習を総合的、計画的に推進するため、社会動向や成果の達成度を踏まえ、「三豊市生涯学習推進計画」の見直しを図ります。

5-3-2 生涯学習団体の支援

子ども会・青年団等の各生涯学習団体が、自然体験やスポーツ等の様々な体験活動を通じて地域との交流や仲間づくりを行うことに対して支援を行い、豊かな情操教育と子どもたちを主体とした活動の促進に努めます。

5-3-3 公民館活動の充実

重点施策

公民館は生涯学習及び地域コミュニティの拠点として、地域住民の生きがいの場所をつくるだけでなく、学校教育の支援や家庭教育の強化といった役割も踏まえて、地域の特色を生かした公民館活動を推進します。

また、安全、快適な生涯学習の場として提供するため施設の整備充実を図ります。

5-3-4 生涯学習関連施設の整備充実

市民の主体的な学習等の活動を推進するため、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の整備充実と適正な管理運営、再配置の検討を行い、安全で快適な学習空間の提供と利便性の向上に努めます。

5-3-5 家庭教育の啓発と推進

幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を実施し、保護者等への家庭教育の必要性の啓発、家庭における教育力の向上を図ります。

また、多角的な啓発活動が行えるよう、県や他自治体と連携した取り組みを展開します。

5-3-6 図書館活動の充実 重点施策

「第2次三豊市子ども読書活動推進計画」の策定のもと、乳幼児期から、ブックスタート事業の継続やおはなし研修会などの定期的な開催等と併せ、保護者・ボランティア団体等との連携による地域全体での取り組みを行い、読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備を図ります。

また、市内7館(室)の効率的かつ計画的な蔵書整備のため選書会を開催するとともに、より安定した快適な環境で利用できるよう図書館システムの計画的な更新を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
家庭教育学級実施校	校	24	27

市民等に期待すること

市 民	○地域との交流や仲間づくり等に参画しましょう。 ○公民館の講座・教室等を効果的に利用し、学習活動に意欲的に取り組み、その成果を地域課題の解決等に役立てましょう。 ○家庭教育学級等を効果的に利用し、家庭教育の充実に努めましょう。 ○図書館を活用し、読書に親しむ機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、地域との交流や仲間づくり等を行いましょう。 ○地域や団体は、公民館の運営・事業に協力しましょう。 ○図書館ボランティア団体は、図書館主催の研修・イベントに積極的に参加しましょう。

5-4. 青少年の健全育成

目的と方針

青少年が次世代の担い手として心身ともに健やかに育成されるよう、全市的な体制整備のもと、健全育成活動を積極的に推進します。

現状と課題

近年、少子化や核家族化、地域の人たちとの交流の機会の減少、社会全体の規範意識の低下などにより、家庭でのしつけや地域の教育力の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもへの接し方が分からない、しつけ方が分からないなど、子育てに不安を持つ保護者が増える一方、教育に無関心、過保護な保護者も増えてきています。

本市では、次世代を担う青少年の健全育成に向け、家庭・学校・地域社会・警察及び関係団体等と連携し、補導・相談・環境浄化などの総合的な青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

近年、補導件数は横這いですが、今後は、青少年を取り巻く社会環境の急速な変化に伴い、携帯電話・インターネットなどによる犯罪の発生や有害な情報の氾濫などの問題も懸念されており、また行動範囲の広域化などにより青少年の非行件数が増加していくことも考えられます。

今後も、青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、全市的な体制整備のもと、市民力を生かした安全・安心なまちづくりをめざして、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

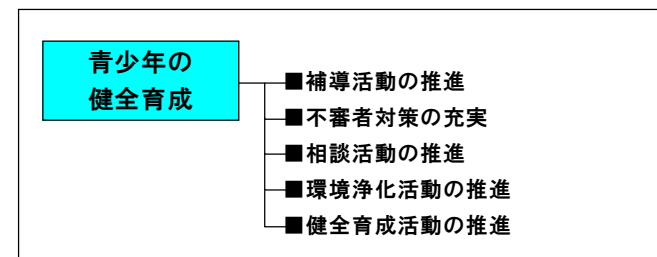
■ 青少年の補導・相談状況

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
補導 計	279	294
喫煙・飲酒	5	13
道路交通法違反	181	186
怠学・怠業	1	—
不良交友	—	—
帰宅促し	29	40
暴走行為	—	—
その他（校則違反・たむろ等）	63	55
相談 計	114	109
少年相談	114	109

資料：市少年育成センター

施策の体系



主要施策

5-4-1 補導活動の推進

少年非行や不良行為を未然に防止するため、毎日の薄暮補導を中心に街頭補導・パトロールを継続的に実施し、早期発見、早期補導・指導に努めます。

また、少年の問題行動対策として、地域・学校・警察や関係機関・団体等との連携強化を図りながら、少年の行動範囲の拡大を踏まえた管外関係機関との情報交換の充実にも努め、早期の対策を講じます。

5-4-2 不審者対策の充実

警察・学校・市民等から寄せられた不審者情報について、学校や不審者情報配信サービス登録会員に向けて注意喚起のメール配信を行うとともに、登録会員の拡大に努めていきます。

また、不審者の現れにくい環境づくりに向けて、市民ボランティアによる「安全安心パトロール隊」や「子ども見守り隊」の活動を支援するとともに、「子どもSOSの家」を継続し、地域での防犯意識の高揚を図ります。

5-4-3 相談活動の推進

児童・生徒やその保護者等の悩み相談に対して、学校・家庭・子ども相談センター・関係機関等との連携を密にしながら相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。

また、広報活動等を通じ、悩みを抱えている潜在的相談者の掘り起こしに努めます。

5-4-4 環境浄化活動の推進

街頭パトロールの実施により、青少年のたまり場、空き家、落書き、有害図書、自動販売機等、少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収、重点パトロールなどにより有害環境の浄化に努めます。

また、携帯電話やインターネット等を利用した犯罪、有害な情報から青少年を守るための啓発活動を実施します。

5-4-5 健全育成活動の推進

すべての青少年が非行に走ることなく、素直で明るい希望にあふれる青少年に育つことをめざして、地域・学校・警察・関係機関・「少年を守る会」等関係団体と連携し、補導体験活動や街頭での広報・啓発活動を行い、地域で青少年を育てるという機運を高め、健全育成活動のより一層の活性化を図ります。

また、「三豊市青少年健全育成市民会議」を通じて、校区会議や地区会議等が行う健全育成活動を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
相談件数	件	109	130
安全安心パトロール隊員数	人	412	450

市民等に期待すること

市 民	○各種の補導・パトロール活動や見守り活動、環境浄化活動等に参画しましょう。 ○不審者情報を行政に伝えましょう。 ○不審者情報配信サービスを利用して不審者情報を入手するなど、常に注意しましょう。 ○子どもに関する悩みがある時には、相談を受け、早期解決に努めましょう。 ○携帯電話やインターネットを利用した犯罪等に対する知識を深め、加害者・被害者にならないよう気をつけましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体が一体となって、各種の補導・パトロール活動や見守り活動、環境浄化活動等を行いましょう。 ○地域や団体は、不審者情報を行政に伝えましょう。 ○地域や団体は、行政と連携し、市民への青少年健全育成に関する広報・啓発活動を行い、地域で青少年を育てるという機運を高めましょう。

5-5. 文化芸術の振興と歴史の継承

目的と方針

心豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と三豊市独自の伝統文化の継承に向け、市民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気と喜びをもたらすものであり、人々の生活の質の向上や地域活性化に欠かせない重要な要素です。

本市では、文化協会をはじめとする各種文化団体を中心となつた様々な文化芸術活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の文化芸術活動を支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、文化芸術の振興に努めています。

また、マリンウェーブを中心として質の高い文化芸術イベントが開催され、市民が優れた文化芸術を鑑賞できる機会となっています。

一方、本市には、国宝に指定されている本山寺本堂をはじめ、国指定史跡宗吉瓦窯跡など、国・県・市指定の文化財が180件存在しています。

これら数多くの有形・無形の文化財は、三豊に暮らす市民が責任を持って次の世代にしっかりと継承すべき貴重な財産であり、「ふるさと三豊」を愛する気持ちを育む重要な源泉の一つです。これらの文化財を市民共有の財産として次の世代に確実に引き継ぐため、文化財の所有者や関係する民間団体などと協働しながら、指定文化財の適切な保護と活用に取り組む必要があります。

埋蔵文化財については、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が約300件存在しますが、その大半は範囲及び内容が明らかにされていません。この包蔵地内で工事等を行う場合は文化財保護法に従い、発掘調査等が必要となります。地下に眠る埋蔵文化財の保護と各種工事を円滑に行うため、内容等が不明な包蔵地については範囲・内容の確認を進める必要があります。

そのほか、市内には市指定・県指定史跡が45件ありますが、その多くが未調査となっています。地域の歴史を明らかにするため、また、遺跡を保存し、郷土愛を醸成する場として活用するため、計画的な発掘調査を行い、その内容の確認を進める必要があります。

■市内文化財の状況

(単位：件)

区 分	合 計	国指定	県指定	市指定
文化財 計	180	17	40	123
有形文化財	84	7	23	54
無形文化財	1	—	—	1
有形民俗文化財	9	—	3	6
無形民俗文化財	15	—	6	9
記念物	65	4	8	53
登録有形文化財	6	6	—	—

資料：市生涯学習課（平成25年4月1日現在）

施策の体系

文化芸術の振興 と歴史の継承

- 文化芸術活動の促進
- 文化芸術にふれあう機会の充実
- 文化財の保存・活用

主要施策

5-5-1 文化芸術活動の促進

文化芸術振興の中心となる文化協会活動を促進するとともに、市民の参加・協力のもと、市文化祭及び各地区文化祭の内容充実を進め、幅広い年齢層の参加を促進します。

5-5-2 文化芸術にふれあう機会の充実

文化芸術への関心が高まるエンターテインメント^{※27}、子どもたちの豊かな感性や創造力などが育まれるような舞台芸術をはじめ、広く市民が良質な文化芸術にふれあうことのできる機会の提供に努めます。

※27 エンターテインメント…人々を楽しませる娯楽、演芸、余興、ショー、催し物、パーティーなど

5-5-3 文化財の保存・活用

文化財保護審議会等の有識者による助言や文化財保護協会等の協力を求めながら、各指定文化財を後世に残すよう適切な保護・活用に努めます。

また、埋蔵文化財については、それぞれの状況に応じて発掘調査を行い、遺跡の内容・範囲の把握に努めるとともに、調査後は、発掘調査結果を公表する現地説明会や「宗吉かわらの里展示館」での発掘速報展などの積極的な開催に努めます。

市民等に期待すること

市 民	○文化芸術団体に参画し、活動しましょう。 ○市文化祭や各地区文化祭に参加しましょう。 ○指定文化財の保護・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や文化芸術団体は、自主的な文化芸術活動を行いましょう。 ○地域や文化芸術団体は、市文化祭や各地区文化祭の運営に参画しましょう。 ○地域や文化財保護団体は、指定文化財の保護・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。

5-6. スポーツ活動の普及

目的と方針

市民一人ひとりが生活の一部としてスポーツ活動に親しみ、幸せで豊かな生活を送れるよう、「三豊市スポーツ推進計画」の策定のもと、総合的なスポーツ環境の整備を進めます。

現状と課題

スポーツ活動は、心身の鍛練や健康増進に役立つだけでなく、住民相互の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、大きな役割を担っています。

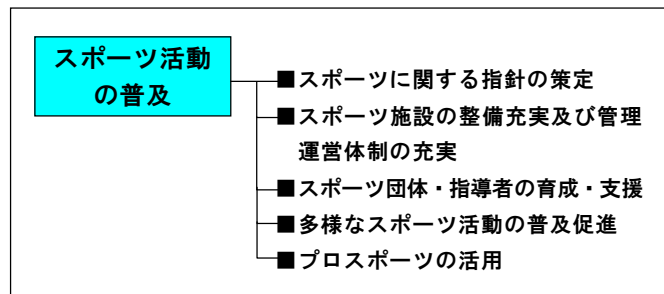
国では、平成 23 年度に、新たなスポーツ基本法を制定したほか、これに基づくスポーツ推進計画を策定し、スポーツ立国の実現に向けた施策を国家戦略として総合的、計画的に推進することとしています。

本市では、体育協会やスポーツ推進委員会等と連携しながら、各種スポーツ大会・教室を開催しているほか、スポーツ団体・クラブの育成やスポーツ施設の整備充実を図り、市民の健康の維持・増進と市民相互の交流、スポーツの普及に努めています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、今後は、国のスポーツ推進計画の地方版となる「三豊市スポーツ推進計画」の策定のもと、市内のスポーツ施設の整備充実や管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主運営に向けた支援や指導者の確保、スポーツ大会・教室の充実等を図り、市民一人ひとりがスポーツを通じて健康で豊かな生活を営むことができる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

5-6-1 スポーツに関する指針の策定

スポーツ基本法やスポーツ基本計画を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市スポーツ推進計画」の策定を図ります。

5-6-2 スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した施設の整備充実及び再配置の検討を進めるとともに、市民の自主的な活動の促進等を見据え、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の充実を図ります。

5-6-3 スポーツ団体・指導者の育成・支援

スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの自主活動がより活発に行える環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な市民ニーズに対応するためのスポーツ推進委員の育成や資質の向上を図ります。

5-6-4 多様なスポーツ活動の普及促進

体育協会やスポーツ推進委員会等と連携し、各種スポーツ大会・教室の内容充実を図り、ニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動の普及促進に努めます。

5-6-5 プロスポーツの活用

スポーツ基本計画に掲げられた「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」を具現化するため、香川県密着型プロスポーツである、サッカー（カマタマーレ）、野球（オリーブガイナース）、バスケット（ファイブアローズ）の試合見学ツアー、現役選手によるスポーツ教室を開催します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 （現況数値）	平成 30 年度 （目標数値）
指定管理者制度導入施設数	施設	1	2

市民等に期待すること

市 民	○スポーツ施設を利用し、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。 ○指導者としてスポーツ活動を支援しましょう。 ○スポーツ大会・教室に参加し、多様なスポーツ活動を行いましょう。 ○プロスポーツの見学やスポーツ教室に参加しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体は、スポーツ施設を利用し、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。 ○スポーツ団体や総合型スポーツクラブは、活動内容の充実に努めましょう。 ○スポーツ団体は、指導者の育成や資質の向上を図りましょう。

5-7. 国際・地域間交流の促進

目的と方針

国際化時代、交流時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、国内外との多様な交流活動の展開に努めます。

現状と課題

情報通信網の発達等を背景に、人・物・情報の交流が世界的な規模で行われ、国を越えた相互理解や協力ができる社会の形成が求められています。

本市では、公益財団法人三豊市国際交流協会を中心とした交流事業を展開しており、友好交流都市である韓国慶尚南道陝川郡やアメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民による相互訪問や双方の中学生によるホームステイ事業などの交流活動を通して、相互理解の進展に努めるとともに、国際交流員による外国語講座や外国料理体験講座等を開催し、国際感覚あふれる人材の育成を積極的に進めています。

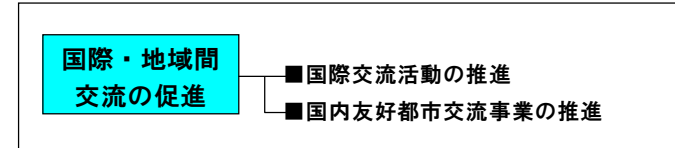
しかし、こうした国際交流活動への市民の関心はまだ低いとため、市民が積極的に国際交流活動に参加しようという意識の醸成を図る必要があります。

また、「国際化社会」とは外国の人・物・文化と日本の人・物・文化が対等に共存する社会であるという認識に立ち、相互に認め合い理解し合える社会づくりに努めることが、これからの国際化に対応した本市のまちづくりに必要とされています。

一方、国内における地域間交流活動についても、北海道虻田郡洞爺湖町、徳島県海部郡美波町と友好都市提携の盟約を締結しており、小学生訪問や各種イベントへの参加、これらに併せた経済交流など、市としての交流を深めています。

今後、相互交流による双方の地域活性化や人材育成を図るために、市民主導による交流活動の促進が求められており、活動の担い手となる市民交流団体の支援に取り組む必要があります。

施策の体系



主要施策

5-7-1 国際交流活動の推進

友好都市交流協定を締結している韓国慶尚南道陝川郡、アメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民レベルや中学生同士の交流を促進し、国際交流活動への市民の関心を高めるとともに、市民主導の多様な交流活動を支援します。

5-7-2 国内友好都市交流事業の推進

友好都市提携の盟約を締結している北海道虻田郡洞爺湖町と徳島県海部郡美波町との交流をさらに推進するとともに、市民交流団体の支援等に取り組み、市民主導による交流活動や経済交流を促進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
国際交流活動への参加者延人数	人	2,870	5,000
地域間交流活動への参加者延人数	人	98	200

市民等に期待すること

市 民	○国際・地域間交流活動への関心を高め、各種交流活動に参画しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○国際交流協会や市民交流団体は、活動体制の充実に努め、各種交流活動を主体的に行いましょう。 ○事業者は、経済交流に参画しましょう。

第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

6-1. 人権尊重社会の確立

目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であって、誰もが生まれながらに持っている誰からも侵されることのない権利であり、日本国憲法でも、国民の基本的な人権が保障されています。国際社会は世界人権宣言を採択し、人権を社会の基本的ルールとしています。

本市では、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざし、人権尊重都市宣言を行い、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権・同和問題を正しく理解し、身近な問題としてとらえられるような教育・啓発活動を推進しています。

しかし、私たちの身の回りには、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者などに関する人権問題、インターネット等による人権侵害などの問題が存在しており、その内容も、国際化や情報化、高齢化、少子化に伴いますます複雑化してきています。

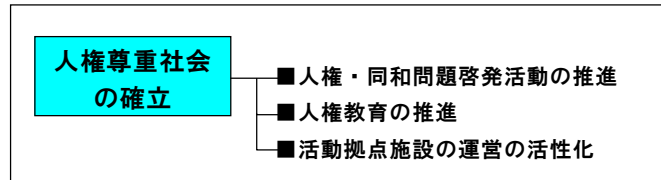
また一方で、誰でも「人権は難しいもの」、「差別は自分には関係ないもの」と思いがちであり、積極的に関わろうという意識はなかなか向上しない上、「えせ同和」や身元調査など人権尊重を妨げるような行為も後を絶ちません。

人権尊重社会の確立のためには、何よりも市民の理解と協力が必要です。そのためには、市民意識を十分に把握し、市民一人ひとりが、あらゆる差別に対して敏感となり、差別解消のための行動がとれるような人権教育・啓発を工夫して推進していかなければなりません。

また、関係施設においては、職員の人材育成や交流事業の充実

を図り、人権と福祉のまちづくりの拠点としての役割を発揮していく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-1-1 人権・同和問題啓発活動の推進

重点施策

同和問題などのあらゆる人権問題の解決に向けて各種の啓発事業を実施し、市民や企業の人権意識の高揚を図り、差別・偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

また、人権侵害救済法（仮称）の早期制定に向け、部落解放・人権政策確立要求三豊市民実行委員会の活動を支援します。

6-1-2 人権教育の推進

これまでの取り組みを踏まえて内容・方法・教材等を工夫・改善しながら、学校はもとより、家庭、地域、職場、その他様々な場を通じ、人権教育を推進します。

6-1-3 活動拠点施設の運営の活性化

人権・同和問題の正しい理解と認識を目的とした人権啓発や地域福祉向上のため、開かれた市民交流の拠点施設をめざし、各施設運営事業の充実を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 （現況数値）	平成 30 年度 （目標数値）
人権・同和問題に自分も努力すべきと回答した市民の割合（人権・同和問題に関する市民意識調査より）	%	22.9	30.0
人権尊重社会の確立に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	71.6	75.0

市民等に期待すること

市 民	○人権・同和問題に関する各種の啓発事業や人権教育等に参加し、人権意識を高め、日常生活に生かしましょう。 ○活動拠点施設を利用しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体、事業者は、行政と連携し、人権・同和問題に関する各種の啓発事業や人権教育等を行いましょう。 ○人権関連団体は、人権侵害救済法（仮称）の早期制定に向けた活動を行いましょう。 ○企業は、従業員の人権を守り、社会に信頼される企業活動を行いましょう。 ○地域や団体は、活動拠点施設の運営に協力しましょう。

6-2. 男女共同参画の促進

目的と方針

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、「第2次三豊市男女共同参画プラン」に基づく各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

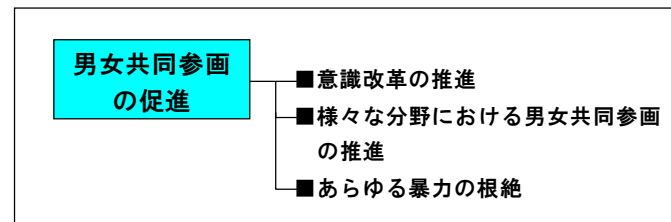
そのためには、男女共同参画に対する理解と関心を深め、性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく社会制度・慣行などを改めることにより、男女がお互いに認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画し、充実した生活を実現するとともに、その活動によってエネルギーあふれる、明るく開かれた地域社会を築くことが必要です。

本市では、平成19年度に、「一人ひとりが自分らしく輝くために」を基本理念とした「第1次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

また、平成24年度には、それまでの取り組みの成果と課題を踏まえて「第2次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、各種施策のさらなる充実に努めています。第2次プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市の基本計画としても位置づけています。

今後とも、この第2次プランに基づき、意識改革をはじめ、様々な分野における男女の参画を促す施策、暴力の防止や被害者の保護のための対策などに総合的に取り組んでいく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-2-1 意識改革の推進

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革の推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

6-2-2 様々な分野における男女共同参画の推進

審議会等への女性の積極的な登用等による政策・方針決定過程への女性参画の拡大をはじめ、ワーク・ライフ・バランス^{※28}の実現に向けた家庭・地域生活と職業の両立支援や雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に関する施策の推進など、様々な分野における男女共同参画を推進します。

6-2-3 あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス^{※29}やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※30}など、あらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、被害者の保護及び自立に向けた支援を図るための対策に取り組みます。

※28 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和

※29 ドメスティック・バイオレンス…親しい関係にある男女間における暴力

※30 パワー・ハラスメント…職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせ

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
「男女共同参画社会」という言葉をまったく知らない市民の割合（男女共同参画に関する市民アンケート調査より）	%	16.9	10.0
法令等に基づく審議会等の女性委員の割合	%	22.2	30.0

市民等に期待すること

市 民	○男女共同参画の視点で日常生活や社会制度・慣行を見直しましょう。 ○女性も各種会議に参加し、積極的に意見を発言しましょう。 ○あらゆる暴力の問題は自分に関係ないと思うのではなく、身近な問題であるという認識を広めていきましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○男女共同参画の視点で役割や活動内容を見直しましょう。 ○責任ある地位への女性の登用を視野に入れた能力開発・人材育成に積極的に取り組みましょう。 ○事業者は、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けての研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる窓口を整えましょう。

6-3. 情報公開の推進

目的と方針

市民力を結集した自主・自立の三豊市型まちづくりをさらに進めるため、広報・広聴活動及び情報公開を積極的に推進し、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。

現状と課題

市民との協働体制の確立と地域内分権をさらに進めながら、自主・自立の三豊市型まちづくりに取り組むためには、市民に対して行政情報の積極的な提供や公開を行い、市民へのアカウントビリティ^{※31}を果たしながら、情報・意識を共有することが必要不可欠です。

本市では、広報紙をはじめとする刊行物やホームページ、メール配信、防災行政無線、ケーブルテレビなどを通じて、市政運営に関する様々な情報や市民に身近な情報の提供・発信を行っています。また、「三豊市意見公募に関する要綱」を定め、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施しているほか、市民対話集会を開催し、市民の声を収集・反映することで市政への参画を促進しています。

さらに、情報公開についても「三豊市情報公開条例」と「三豊市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、行政情報を積極的に公開しています。

また、文書館では、歴史公文書や行政資料などを公開しており、利用者増に向け、歴史公文書や行政資料を収集・選別し、公開数を増やして利用者のニーズに応えることが必要です。

今後も、情報通信技術の進展を常に念頭に置き、様々な可能性を検討しながら、広報・広聴活動のさらなる充実を図り、情報化時代に対応した迅速な情報発信・情報収集等に取り組むとともに、積極的な行政情報公開、文書館の一層の充実を進めていく必要があります。

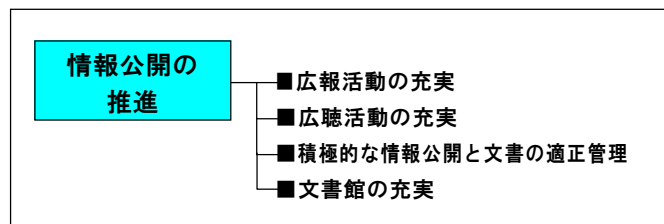
※31 アカウンタビリティ…自治体が住民に対して負う説明責任

■ホームページの年間アクセス数の状況 (単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度
市ホームページ 1 日当たり平均 アクセス件数	5,518	4,635

資料：市秘書課

施策の体系



主要施策

6-3-1 広報活動の充実

重点施策

広報紙やホームページ、メール配信、防災行政無線、ケーブルテレビ等による情報発信のさらなる充実を図るとともに、整備された情報通信網を活用した多様な分野における情報サービスの提供に努めます。

また、刊行物として、合併後の節目の年には、市勢要覧の発行も検討していきます。

6-3-2 広聴活動の充実

アンケート調査やパブリックコメント、市民対話集会などによる広聴機能のさらなる充実を図り、市民の声の収集・反映に努めます。

6-3-3 積極的な情報公開と文書の適正管理

市政が、市民に分かりやすく身近に感じられるよう積極的な情報公開を推進し、公正で透明な行政運営に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深めます。また、「三豊市情報公開条例」に基

づく情報公開制度の円滑な運用及びこれまで以上の適正文書管理に資するため、「三豊市公文書管理条例」を制定し、文書を適正に管理します。

6-3-4 文書館の充実

市民への普及・利用を促進していくため、歴史公文書の公開を進めていくとともに、幅広い行政資料の収集・公開に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
市ホームページ 1 日当たり 平均アクセス件数	件	4,635	10,000
メール配信登録件数	件	5,403	11,000
文書館入館者数	人	1,973	2,230
文書館における文書等利用 件数	件	550	630

市民等に期待すること

市 民	○市の広報媒体を活用し、市政情報の的確な把握に努めましょう。 ○市の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょ う。 ○情報公開制度を活用し、市政に対する理解と信頼を深めま しょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者は、市の広報媒体を活用し、市政情報 の的確な把握に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、市の広聴活動の場や機会を活用し、 意見・提言を行いましょ う。 ○地域や団体、事業者は、情報公開制度を活用し、市政に対 する理解と信頼を深めましょ う。

6-4. 地域内分権の推進

目的と方針

地域内分権をさらに推進し、市民力を発揮した自主・自立の三豊型まちづくりを進めていくため、様々な市民団体が組織化・活性化するように積極的に支援します。

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴います多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、これまで以上の市民参画が必要不可欠です。

本市では地域内分権という手法を用いて、市民の参画や協働を得ながら三豊型の新しいまちづくりを進めています。

平成24年度には、「まちづくり推進隊制度」が始まり、市内17町それぞれにおいて、まちづくり推進隊が設立されました。

まちづくり推進隊は、地域コミュニティの活性化を図る自主的な活動（「自主事業」と呼ぶ）や市から移譲される業務（「移譲業務」と呼ぶ）に関する活動を行う新しい地域組織です。

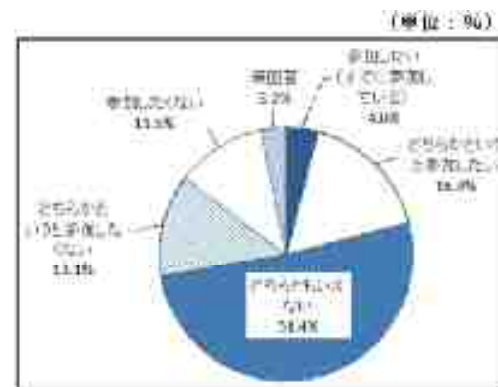
また、行財政改革、組織改革により生み出した財源の一部を交付金として交付することも「まちづくり推進隊制度」の特徴です。

まちづくり推進隊が、市民参画や官民連携の一翼を担える組織に成長できるよう期待するとともに、他の市民団体も地方分権時代にふさわしい自立した活動ができるように組織化・活性化に向けた支援を行う必要があります。

しかし、市民の中には、高度経済成長モデル「公共サービス＝行政サービス」から脱却できず、自主・自立に向けて足を踏み出せない状況も見受けられます。

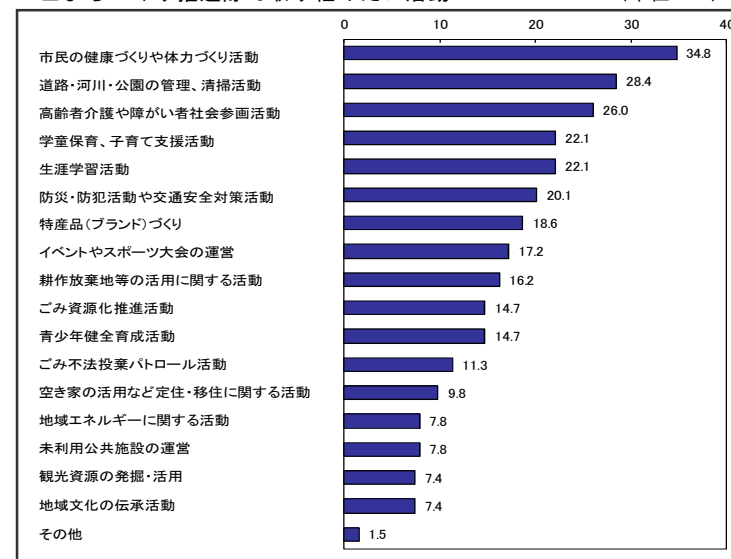
今後は、広報・啓発活動等を通じて「公共サービス≠行政サービス」という価値観の普及に努め、まちづくり推進隊や多様な市民団体による「公共サービス」が順次拡充できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

■まちづくり推進隊の活動への参加意向



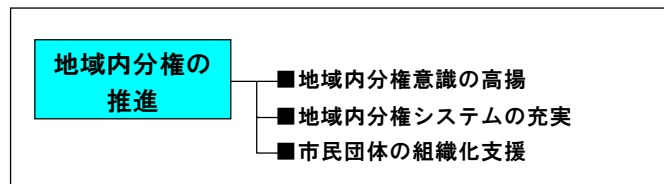
資料：市民アンケート調査

■まちづくり推進隊で取り組みたい活動 (単位：%)



資料：市民アンケート調査

施策の体系



主要施策

6-4-1 地域内分権意識の高揚 重点施策

広報・啓発活動等を通じ、地域内分権に関する市民の意識と知識の向上を進め、自治会やまちづくり推進隊などの地域組織や様々な活動を自主的に行っている市民団体への加入・参画促進と、そのリーダーとなる人材の育成等に努めます。

6-4-2 地域内分権システムの充実 重点施策

地域内分権をさらに推進するため、引き続き行財政改革と連動しながら、地域組織や市民団体による「公共サービス」が順次拡充できる仕組みづくりなどを行い、活動の活性化を促進していきます。

6-4-3 市民団体の組織化支援

市民団体が、行政に依存することなく、地方分権時代にふさわしい自立した活動を展開できるよう、組織化・活性化に向けた支援を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
自治会加入世帯率	%	76.5	85.1
まちづくり推進隊による自主事業実施数	件	10	100
まちづくり推進隊への市民参加率(活動従事者/国勢調査人口)	%	7.3	25.0

市民等に期待すること

市 民	○地域内分権に関する意識と知識を高め、地域や団体に加入し、活動を行いましょう。 ○地域や団体のリーダーとして活動しましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○地域や団体は、市民の加入・参画を促進しましょう。 ○地域や団体は、組織体制・活動体制の充実を図りながら、「公共サービス」を順次拡充できる仕組みづくりなどを行い、活動の活性化に努めましょう。

6-5. 市民本位の行政運営の確立

目的と方針

地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造・経営していくため、行政運営全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていくとともに、公共施設の再配置を推進します。

現状と課題

国から地方へ、官から民へとといった分権型社会が進展しつつある今日において、自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。しかし、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化、高度化しており、これまでのような行政運営には限界が来ています。

こうした状況を踏まえ、どのように行政運営を進めていくかということが本市を含む多くの自治体において課題となっています。

本市ではこうした課題に対し、健全な市財政の確立に向けて平成 18 年度に策定した「三豊市行政改革大綱」と三つの指針（中期財政計画、補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針、総人件費削減に関する方針）や、改革目標年次や目標数値などを具体化した「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、行財政改革を推進してきました。

平成 23 年度には、5 年間の総括を行い、行政改革推進委員会に成果報告を行いました。現在も行政改革推進本部会で引き続き問題点の把握に努めています。

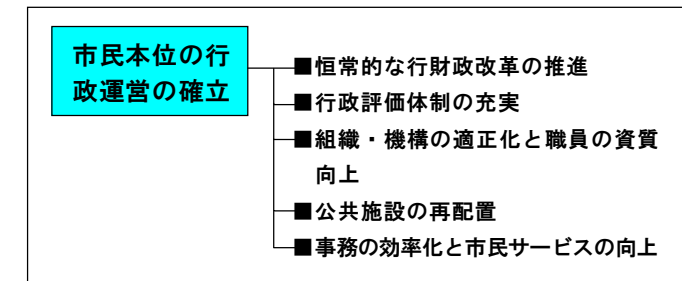
今後も、プランに基づき、また見直しを行いながら、行政評価体制の充実による事務事業のさらなる見直しをはじめ、市民ニーズを踏まえた組織・機構の適正化、職員の資質向上に向けた人事制度の充実や高度な専門知識・技術を習得するための研修、業務運営などを実施し、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営の確立を図り、市民サービスの向上に努める必要があります。

また、公共施設の再配置が大きな課題となっていますが、公共施設の概要調査や再配置に関する方針のとりまとめを経て、平成 25 年度に「三豊市公共施設再配置計画」を策定しました。この計画では、公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その

適正な配置及び効率的な管理運営を実現することを「公共施設の再配置」と定義しています。

今後は、「豊かさ」をみんなで育む市民力都市・三豊の実現に向け、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくため、地域組織等の活動を支援していく中で、市民と行政が情報を共有し、ともに将来の公共施設のあるべき姿を考え、ともに再配置を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-5-1 恒常的な行財政改革の推進

「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、また適宜見直ししながら、行政改革推進本部が実施項目の進捗管理を行い、行政改革推進委員会へ成果・進捗状況を報告し、掲げた目標を達成していくことにより、市民のニーズに応じた質の高い効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。

6-5-2 行政評価体制の充実

新総合計画の実効性を確保し、選択と集中により戦略的・重点的な施策の推進と長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を図るとともに、施策、事務事業について目標達成度等を評価し適切な進捗管理を実施するため、これまでの成果と課題を踏まえ、行政評価体制の充実を図ります。

6-5-3 組織・機構の適正化と職員の資質向上

職員の大量退職期がしばらく続くことも考慮しながら、市民ニーズを踏まえた効率的かつ機能的な組織・機構の確立と職員の適正配置に努めます。

また、「三豊市人材育成基本方針」に基づき、人材が育ちやすい職場環境づくりや個々の能力を最大限に発揮させるための人事制度を充実させるとともに、高度な専門知識・技術を習得するための研修等を実施し、市民の視点に立ち、自ら考え行動する、チャレンジ精神あふれるプロフェッショナルな職員の育成に努めます。

6-5-4 公共施設の再配置

重点施策

「三豊市公共施設再配置計画」第1期基本計画で示した、今後の公共施設の再配置等の方向性に沿って再編整備を進め、必要な機能はできるだけ維持しながら、総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現します。

6-5-5 事務の効率化と市民サービスの向上

サービスの受け手側である市民の立場を意識し、窓口業務や事務プロセス等の効率化・迅速化により、市民の視点に立ったきめ細かで質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、電子自治体の構築を進めるとともに、情報機器の利用が困難な市民等へのサービス提供体制の充実に努め、市民サービスの向上を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)
経常収支比率	%	86.4	89.0
地方債残高	百万円	26,070	33,000
実質公債費比率	%	7.9	7.1
将来負担比率	%	0.0	18.9
公共施設の再配置による施設の削減面積（公共施設再配置計画より）	m ²	0	31,609

市民等に期待すること

市 民	○市の行財政改革や行政評価に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。 ○電子を使った行政サービスを利用し、日常生活に生かしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、市の行財政改革や行政評価に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体は、公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、電子を使った行政サービスを利用し、組織運営等に生かしましょう。